

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【事業年度】 第122期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高橋 興三

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 - 1221(代表)

(注)平成28年7月1日から本店は下記に移転する予定である。

本店所在の場所 堺市堺区匠町1番地

電話番号 (072)282 - 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 青山 孝次

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 - 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 青山 孝次

【縦覧に供する場所】 シャープ株式会社東京支社
(東京都港区芝浦一丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	2,455,850	2,478,586	2,927,186	2,786,256	2,461,589
経常利益又は 経常損失() (百万円)	65,437	206,488	53,277	96,526	192,460
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失() (百万円)	376,076	545,347	11,559	222,347	255,972
包括利益 (百万円)	384,880	507,878	35,296	161,061	296,714
純資産額 (百万円)	645,120	134,837	207,173	44,515	31,211
総資産額 (百万円)	2,614,135	2,087,763	2,181,680	1,961,909	1,570,672
1株当たり純資産額 (円)	568.83	106.90	115.43	17.84	161.79
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	341.78	489.83	8.09	131.51	154.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	7.87	-	-
自己資本比率 (%)	23.9	6.0	8.9	1.5	2.7
自己資本利益率 (%)	45.5	145.3	7.2	197.4	-
株価収益率 (倍)	-	-	38.8	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	143,302	81,075	198,984	17,339	18,866
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	159,557	7,110	84,940	16,043	40,513
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	256,381	51,637	32,753	136,090	15,360
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	193,772	187,866	350,634	232,211	149,533
従業員数 (人)	56,756	50,647	50,253	49,096	43,511

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」、「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純損失」としている。

3 第118期、第119期及び第122期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」欄については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していない。また、第121期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」欄については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 第122期の「自己資本利益率」欄については、期首自己資本・期末自己資本の合計がマイナスであるため、記載していない。また、第118期、第119期、第121期及び第122期の「株価収益率」欄については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月		平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高	(百万円)	1,873,629	1,787,116	2,039,924	2,157,508	1,925,431
経常損失()	(百万円)	91,774	234,089	11,280	115,595	171,141
当期純損失()	(百万円)	359,846	529,881	16,547	203,064	263,667
資本金	(百万円)	204,675	212,336	121,884	121,884	500
発行済株式総数	(千株)	1,110,699	1,176,623	1,701,214	1,701,214	1,701,439
純資産額	(百万円)	578,888	64,728	193,411	5,980	45,152
総資産額	(百万円)	2,296,471	1,674,268	1,772,400	1,565,015	1,289,082
1株当たり純資産額	(円)	526.10	55.50	114.39	3.53	163.03
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額)	(円)	10.00 (5.00)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり 当期純損失()	(円)	327.03	475.93	11.58	120.10	159.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	25.2	3.9	10.9	0.4	3.5
自己資本利益率	(%)	46.8	164.7	12.8	216.7	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数	(人)	21,538	18,016	17,617	17,529	14,544

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第122期の「発行済株式総数」欄については、A種種類株式200,000株、B種種類株式25,000株を含めている。

3 第118期、第119期、第120期及び第122期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」欄については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していない。また、第121期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」欄については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 第122期の「自己資本利益率」欄については、期首自己資本・期末自己資本の合計がマイナスであるため記載していない。また、第118期、第119期、第120期、第121期及び第122期の「株価収益率」及び「配当性向」欄については、当期純損失であるため、記載していない。

2【沿革】

年 月	沿 革
大正元年 9月	東京本所松井町において、創業者早川徳次の個人企業として創業。
大正4年 8月	金属線出鉛筆を発明発売。後に「エバーレディーシャープペンシル」と命名。
大正13年 9月	大正12年関東大震災により西下、現本社所在地に早川金属工業研究所を設立、ラジオ受信機及び同部品の製作を開始。
昭和9年 6月	大阪府加美村(現 大阪市平野区)に平野工場を建設。
昭和10年 5月	資本金30万円をもって株式会社組織に改め、(株)早川金属工業研究所を設立。
昭和11年 6月	早川金属工業(株)に改称。
昭和17年 5月	早川電機工業(株)に改称。
昭和24年 5月	大阪証券取引所に株式を上場。
昭和29年 7月	大阪市阿倍野区に田辺工場を建設。
昭和31年 3月	東京証券取引所に株式を上場。
昭和31年 4月	東京都台東区に東京支店を設置。
昭和34年 7月	大阪府八尾市に八尾工場を建設。
昭和35年 1月	奈良県大和郡山市に奈良工場を建設。
昭和37年 5月	アメリカ(現 ニュージャージー)にシャープ・エレクトロニクス・コーポレーションを設立。 (以後海外各地に製造・販売会社等を設置)
昭和42年 5月	広島県八本松町(現 東広島市)に広島工場を建設。
昭和42年10月	シャープ電機(株)を吸収合併。
昭和43年 4月	栃木県矢板市に栃木第1～第3工場を建設。
昭和45年 1月	シャープ(株)に改称。
昭和45年 8月	奈良県天理市にシャープ総合開発センターを建設。
昭和49年 6月	東京都新宿区に「シャープ東京ビル」(旧 シャープ東京市ヶ谷ビル)を竣工。 (東京支店を東京支社に改称)
昭和54年 1月	大阪府八尾市に電化事業本部(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー 健康・環境システム事業本部)大型冷蔵庫工場を建設。
昭和56年 3月	奈良県新庄町(現 葛城市)に奈良・新庄工場(現 葛城工場)を建設。
昭和56年10月	栃木県矢板市に電子機器事業本部(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー デジタル情報家電事業本部)技術センターを建設。
昭和56年11月	奈良県天理市に歴史ホール・技術ホール(現 シャープミュージアム(天理))を建設。
昭和58年 6月	大阪府八尾市に電化システム事業本部(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー 健康・環境システム事業本部)ランドリー工場を建設。
昭和59年10月	広島県福山市にIC事業本部(現 電子デバイスカンパニー)福山工場を建設。
昭和60年 1月	大阪府八尾市に電化システム事業本部(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー 健康・環境システム事業本部)冷調システム工場を建設。
昭和60年 4月	大阪市阿倍野区に生活ソフトセンター(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニーに統合)を設置。
昭和60年 6月	栃木県矢板市に電子機器事業本部(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー デジタル情報家電事業本部)第4工場を建設。
昭和60年 9月	奈良県天理市にIC事業本部(現 電子デバイスカンパニー)IC技術センターを建設。
昭和61年 4月	広島県東広島市に音響システム事業本部(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー 通信システム事業本部)第3工場を建設。
昭和62年 4月	東京都新宿区に情報通信営業本部(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー 通信システム事業本部に統合)を設置。
平成元年 1月	広島県福山市にIC事業本部(現 電子デバイスカンパニー)福山第2工場を建設。
平成2年 2月	奈良県大和郡山市に奈良第8工場を建設。
平成3年 2月	奈良県天理市に液晶事業本部(現 ディスプレイデバイスカンパニー)天理工場を建設。
平成3年10月	奈良県天理市に生産技術開発推進本部(現 ビジネスソリューションカンパニーに統合)を設置。
平成4年 1月	広島県福山市にIC事業本部(現 電子デバイスカンパニー)福山第3工場を建設。
平成4年 7月	千葉県美浜区に「シャープ幕張ビル」を建設し、東京支社を旧 シャープ東京市ヶ谷ビルより移転。
平成5年 6月	大阪府八尾市に電化システム事業本部(現 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー 健康・環境システム事業本部)空調統合工場を建設。
平成7年 7月	三重県多気町に液晶三重事業本部(現 ディスプレイデバイスカンパニー)三重工場を建設。
平成9年 6月	広島県福山市にIC福山事業本部(現 電子デバイスカンパニー)福山第4工場を建設。
平成12年 8月	三重県多気町にTF T液晶事業本部(現 ディスプレイデバイスカンパニー)三重第2工場を建設。
平成14年 6月	広島県三原市に電子部品事業本部(現 電子デバイスカンパニー)三原工場を建設。
平成15年 6月	三重県多気町にモバイル液晶事業本部(現 ディスプレイデバイスカンパニー)三重第3工場を建設。
平成16年 1月	三重県亀山市に亀山工場を建設。
平成16年12月	広島県三原市に電子部品事業本部(現 電子デバイスカンパニー)三原第2工場を建設。

年 月	沿 革
平成18年5月	三重県亀山市に亀山第2工場を建設。
平成21年10月	大阪府堺市に液晶パネル工場(現 堺ディスプレイプロダクト(株))を建設。
平成22年3月	大阪府堺市に太陽電池工場を建設。
平成24年8月	東京都港区のシーバンスビルに東京支社を「シャープ幕張ビル」より移転。
平成27年10月	カンパニー制を導入し、5つのカンパニーを設置。

(注) (内書)における当社組織等の名称については、平成28年3月31日現在で表示している。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社78社及び持分法適用会社20社を中心に構成され、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業内容としている。

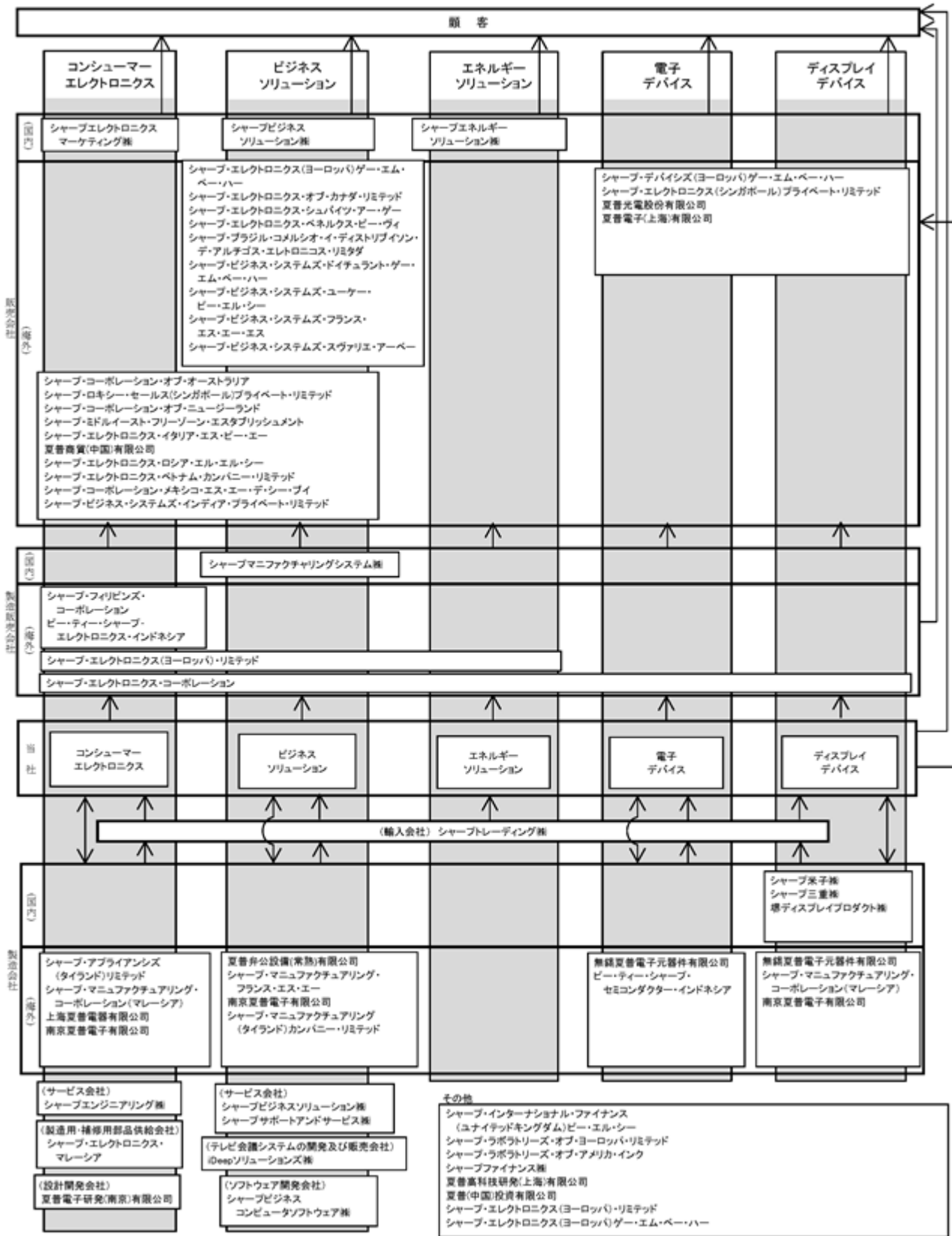
なお、ここでのカンパニー区分と「セグメント情報」における報告セグメント区分とは基本的に同一である。

また、第3四半期連結累計期間より報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりである。

カンパニー別の主要製品名及び主要会社名は次のとおりである。

カンパニー	主要製品名	主要会社名
コンシューマーエレクトロニクス	液晶カラーテレビ、ブルーレイディスクレコーダー、携帯電話機、タブレット端末、電子辞書、電卓、ファクシミリ、電話機、冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿機、電気暖房機器、プラズマクラスターイオン発生機、理美容機器、ネットワーク制御ユニット	当社 シャープエレクトロニクスマーケティング(株) シャープエンジニアリング(株) シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション シャープ・アプライアンス(タイランド)リミテッド 南京夏普電子有限公司
エネルギーソリューション	太陽電池、蓄電池	当社 シャープエネルギーソリューション(株) シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)・リミテッド
ビジネスソリューション	POSシステム機器、電子レジスタ、業務プロジェクター、インフォメーションディスプレイ、デジタル複合機、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア、FA機器、洗浄機	当社 シャープマニファクチャリングシステム(株) シャープビジネスソリューション(株) シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)・リミテッド 夏普弁公設備(常熟)有限公司
電子デバイス	カメラモジュール、CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、アナログIC、高周波部品、半導体レーザ、LED、光センサ、光通信部品、スイッチング電源	当社 シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション 無錫夏普電子元器件有限公司 夏普電子(上海)有限公司
ディスプレイデバイス	アモルファスシリコン液晶ディスプレイモジュール、IGZO液晶ディスプレイモジュール、CGシリコン液晶ディスプレイモジュール	当社 シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション 無錫夏普電子元器件有限公司 南京夏普電子有限公司 夏普電子(上海)有限公司

当社グループの事業の系統図は、概ね次のとおりである。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 (注)1	議決権の 所有割合 (注)6	営業上の取引	設備の賃貸借	貸付金	役員の 兼任等
(連結子会社) シャープエレクトロニクス マーケティング㈱ (注)2、5	大阪市阿倍野区	百万円 2,000	C E	(%) 100.0	当社製品の販売	当社より不動産を 賃借している。	-	有
シャープマニファクチャ リングシステム㈱ (注)2	大阪府八尾市	484	B S	100.0	当社製品生産設備及 び金型等の製造	-	有	有
シャープエンジニアリング ㈱ (注)2	大阪府八尾市	389	C E	100.0	当社製品のアフター サービス	当社より不動産を 賃借している。	-	有
シャープビジネスソリュー ション㈱ (注)2	東京都港区	1,639	B S	100.0	当社製品並びにサブ ライ等の販売及びアフ ターサービス	当社より不動産を 賃借している。	-	有
シャープエネルギーソ リューション㈱ (注)2	大阪市阿倍野区	422	E S	100.0	当社製品の販売及び 設置工事	-	-	有
シャープトレーディング㈱ (注)2	大阪市阿倍野区	94	C E, E S , B S, E D, D P	100.0	当社製品の購入	-	-	有
シャープビジネスコン ピュータソフトウェア㈱ (注)2	東京都港区	100	B S	100.0 (100.0)	当社製品のソフトウ エア開発	-	-	有
シャープ米子㈱ (注)2、3	鳥取県米子市	100	D P	100.0	当社製品の製造	-	有	有
シャープ三重㈱ (注)2	三重県津市	95	D P	100.0	当社製品の製造	-	有	有
i D e e pソリューション ズ㈱ (注)2	東京都港区	450	B S	100.0	当社製品を使用した テレビ会議システムの 販売及びリース	-	有	有
シャープサポートアンド サービス㈱ (注)2	東京都港区	200	B S	100.0 (100.0)	当社製品のアフター サービス	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス・コーポレーション (注)2、5	アメリカ ニュー ジャージー	千米ドル 448,292	C E, E S , B S, E D, D P	100.0	アメリカ及び中南米 における当社製品の 販売	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス(ヨーロッパ)ゲー・エ ム・ペー・ハー (注)2	ドイツ ハンブルグ	千ユーロ 51,385	B S、 その他 (持株会 社)	100.0	オーストリア及び東 ヨーロッパ地域にお ける当社製品の販売 及びアフターサービ ス	-	-	有
シャープ・アプライアンス ズ(タイランド)リミテッド (注)2	タイ チャチャンサオ	千タイバーツ 948,650	C E	100.0	当社製品の製造	-	-	有
シャープ・コーポレーショ ン・オブ・オーストラリア ウエールズ (注)2	オーストラリア ニューサウス ウエールズ	千オース トラリア ドル 26,783	C E, B S	100.0	オーストラリアにお ける当社製品の販売	-	-	有
夏普弁公設備(常熟)有限公 司 (注)2	中国・常熟	千米ドル 54,400	B S	100.0	当社製品の製造	当社より製造設備 を賃借している。	-	有
シャープ・ロキシー・セー ルス(シンガポール)プライ ベート・リミテッド (注)2	シンガポール	千シンガ ポール ドル 5,500	C E, B S	70.0	シンガポールにおけ る当社製品の販売	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス・オブ・カナダ・リミ テッド (注)2	カナダ オンタリオ	千カナダドル 9,400	B S	100.0	カナダにおける当社 製品の販売	-	-	-
シャープ・インターナショ ナル・ファイナンス(ユナイ テッドキングダム) ピー・エル・シー (注)2	イギリス ミドルセックス	千米ドル 8,645 千英ポンド 50	その他 (各種金融 業務)	100.0	当社関係会社への 資金貸付	-	-	有
シャープ・コーポレーショ ン・オブ・ニュージーラン ド (注)2	ニュージー ランド オークランド	千ニュージー ランド ドル 9,000	C E, B S	100.0 (100.0)	ニュージーランドに おける当社製品の販 売	-	-	有

名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (注) 6	営業上の取引	設備の賃貸借	貸付金	役員の 兼任等
シャープ・マニファク チュアリング・コーポレ ーション(マレーシア) (注) 2	マレーシア ジョホール	千マレーシア ドル 162,000	C E, D P	(%) 100.0	当社製品の製造	-	-	有
シャープ・ラボラトリー ズ・オブ・ヨーロッパ・リ ミテッド (注) 2	イギリス オックス フォード	千英ポンド 12,200	その他 (研究開発 業務)	100.0 (100.0)	当社製品の研究開発	-	-	有
シャープ・ラボラトリー ズ・オブ・アメリカ・イン ク (注) 2	アメリカ ワシントン	千米ドル 27,169	その他 (研究開発 業務)	100.0 (100.0)	当社製品の研究開発	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス(シンガポール)プライ ベート・リミテッド (注) 2	シンガポール	千シンガ ポール ドル 3,225	E D, D P	100.0	アセアン地域におけ る当社製品の販売	-	-	有
夏普光電股份有限公司 (注) 2	台湾・台北	千ニュータイ ワン ドル 160,000	E D, D P	100.0	台湾における当社製 品の販売	-	-	有
シャープ・フィリピンズ・ コーポレーション (注) 2	フィリピン マニラ	千フィリピン ペソ 1,000,161	C E	100.0	フィリピンにおける 当社製品の製造販売	-	-	有
シャープ・マニファク チュアリング・フランス・ エス・エー (注) 2	フランス スルツ	千ユーロ 17,643	B S	100.0 (100.0)	当社製品の製造	-	-	有
上海夏普電器有限公司 (注) 2	中国・上海	千米ドル 51,367	C E	60.0	当社製品の製造	-	-	有
無錫夏普電子元器件有限公 司 (注) 2	中国・無錫	千米ドル 31,500	E D, D P	80.0 (30.5)	当社製品の製造	-	-	有
ビー・ティー・シャープ・ セミコンダクター・インド ネシア (注) 2	インドネシア 西ジャワ	千米ドル 26,329	E D	100.0 (0.8)	当社製品の製造	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス・マレーシア (注) 2	マレーシア セランゴール	千マレーシア ドル 54,000	C E	100.0	当社製品の設計開発 及び当社並びに当社 関係会社への部品の 販売	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス・シュバイツ・アー・ ゲー (注) 2	スイス リュウシュリコ ン	千スイス フラン 12,300	B S	100.0 (100.0)	スイスにおける当社 製品の販売及びアフ ターサービス	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス・イタリア・エス・ ビー・エー (注) 2	イタリア ミラノ	千ユーロ 2,600	C E, B S	51.0	イタリアにおける当 社製品の販売及びアフ ターサービス	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス・ベネルクス・ビー・ ヴィ (注) 2	オランダ ホーテン	千ユーロ 6,807	B S	100.0 (100.0)	ベネルクス3国にお ける当社製品の販売 及びアフターサービ ス	-	-	有
南京夏普電子有限公司 (注) 2	中国・南京	千米ドル 100,580	C E, B S , D P	100.0 (15.9)	当社製品の製造	当社より製造設備 を賃借している。	-	有
シャープ・ミドルイース ト・フリーゾーン・エスタ ブリッシュメント (注) 2	アラブ 首長国連邦 ドバイ	千ディルハム 30,000	C E, B S	100.0	中近東、アフリカに おける当社製品の販 売	-	-	有
ビー・ティー・シャープ・ エレクトロニクス・インド ネシア (注) 2	インドネシア 西ジャワ (注) 4	百万イン ドネシア ルピア 40,502	C E	92.8	インドネシアにおけ る当社製品の製造販 売	-	有	有
夏普電子(上海)有限公司 (注) 2	中国・上海	千米ドル 5,000	E D, D P	100.0	中国における当社製 品の販売	-	-	有
夏普商貿(中国)有限公司 (注) 2、3	中国・上海	千元 1,172,308	C E, B S	100.0 (93.3)	中国における当社製 品の販売	-	-	有

名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (注) 6	営業上の取引	設備の賃貸借	貸付金	役員の 兼任等
シャープ・マニュファク チュアリング(タイランド) カンパニー・リミテッド (注) 2	タイ ナコンパトム	千タイバーツ 340,000	B S	(%) 100.0	当社製品の製造	当社より製造設備 を賃借している。	-	有
シャープ・エレクトロニク ス・ロシア・エル・エル・ シー (注) 2	ロシア モスクワ	千ロシア ルーブル 19,000	C E, B S	100.0	ロシアにおける当社 製品の販売及びアフ ターサービス	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス・ベトナム・カンパ ニー・リミテッド (注) 2	ベトナム ホーチミン	千米ドル 6,000	C E, B S	100.0	ベトナムにおける当 社製品の販売	-	-	有
シャープ・コーポレーショ ン・メキシコ・エス・ エー・デ・シー・バイ (注) 2	メキシコ メキシコシティ	千メキシコ ペソ 196,000	C E, B S	100.0 (100.0)	メキシコにおける当 社製品の販売	-	-	有
夏普電子研発(南京)有限公 司 (注) 2	中国・南京	千米ドル 5,000	C E	100.0	当社製品の設計開発	-	-	有
夏普高科技研発(上海)有限 公司 (注) 2	中国・上海	千米ドル 1,400	その他 (研究開発 業務)	100.0	当社製品の研究開発	-	-	有
シャープ・ビジネス・シス テムズ・インド・プラ ivate・リミテッド (注) 2	インド ニューデリー	千インド ルピー 3,159,000	C E, B S	100.0	インドにおける当社 製品の販売	-	-	有
夏普(中国)投資有限公司 (注) 2	中国・北京	千米ドル 30,000 千元 1,002,308	その他 (統轄会 社)	100.0	当社中国拠点の統轄	-	-	有
シャープ・ブラジル・コメ ルシオ・イ・ディストリブ イゾン・デ・アルチゴス・ エレクトロニコス・リミタダ (注) 2	ブラジル サンパウロ	千ブラジル レアル 82,849	B S	100.0	ブラジルにおける当 社製品の販売	-	-	有
シャープ・エレクトロニク ス(ヨーロッパ)・リミテッ ド (注) 2	イギリス ミドルセックス	千ユーロ 80,469	C E, B S , E S, その他 (統轄会 社)	100.0	ヨーロッパにおける 当社製品の製造販売 及び当社欧州拠点の 統轄	-	-	有
シャープ・デバイスズ (ヨーロッパ)ゲー・エム・ ペー・ハー	ドイツ ミュンヘン	千ユーロ 25	E D, D P	100.0 (100.0)	ヨーロッパにおける 当社製品の販売	-	-	有
シャープ・ビジネス・シス テムズ・ドイツュラント・ ゲー・エム・ペー・ハー (注) 2	ドイツ ケルン	千ユーロ 1,000	B S	100.0 (100.0)	ドイツにおける当社 製品の販売及びアフ ターサービス	-	-	有
シャープ・ビジネス・シス テムズ・ユークー・ピー・ エル・シー	イギリス ウェイクフィール ド	千英ポンド 50	B S	100.0 (100.0)	イギリスにおける当 社製品の販売及びアフ ターサービス	-	-	有
シャープ・ビジネス・シス テムズ・フランス・エス・ エー・エス (注) 2	フランス トゥールーズ	千ユーロ 4,823	B S	100.0 (100.0)	フランスにおける当 社製品の販売及びアフ ターサービス	-	-	有
シャープ・ビジネス・シス テムズ・スヴァリエ・アー ペー	スウェーデン ブロンマ	千スウェー デン クローネ 1,000	B S	100.0 (100.0)	スウェーデンにおけ る当社製品の販売及 びアフターサービス	-	-	-
その他 24社 (注) 2	-	-	-	-	-	-	-	-

名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (注) 6	営業上の取引	設備の賃貸借	貸付金	役員の 兼任等
(持分法適用関連会社) 堺ディスプレイプロダクト(株)	堺市堺区	百万円 15,000	D P	(%) 39.9	当社製品の製造	当社より不動産を賃借している。	-	有
シャープファイナンス(株)	大阪市阿倍野区	百万円 3,000	その他(信用販売、リース、不動産賃貸及び保険代理業)	35.0	当社製品等の信用販売及びリース並びに当社所有不動産の転貸他	当社より不動産を賃借し、当社の子会社に不動産を賃貸(転貸を含む)している。	-	有
その他 17社	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 事業の内容には、以下の通り略称を記載している。

C E : コンシューマーエレクトロニクス事業

E S : エネルギーソリューション事業

B S : ビジネスソリューション事業

E D : 電子デバイス事業

D P : ディ스플레이デバイス事業

その他 : 持株会社、各種金融業務、研究開発業務、統轄会社、他

2 特定子会社に該当している。

なお、「その他 24社」に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりである。

S Dフューチャーテクノロジー(株)、(株)GALAPAGOS NETWORKS、シャープ・エレクトロニクス・マニュファクチャリング・カンパニー・オブ・アメリカ・インク、シャープ・リーシング・ユーエスエー・コープ、アイオーティー・ホールディングス・ピー・エル・シー、ユーロコピー・ピークル・リーシング・リミテッド、シャープ・エレクトロニクス・フランス・エス・エー、シャープ・エレクトロニクス・ノルディック・エービー、シャープ・ソーラー・ソリューション・アジア・カンパニー・リミテッド

3 債務超過会社であり、平成28年3月末時点でシャープ米子(株)の債務超過額は1,143百万円、夏普商貿(中国)有限公司の債務超過額は39,833百万円である。

4 ピー・ティー・シャープ・エレクトロニクス・インドネシアは平成28年3月22日付で本店所在地をジャカルタから西ジャワに変更している。

5 シャープエレクトロニクスマーケティング(株)及びシャープ・エレクトロニクス・コーポレーションについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えている。主要な損益情報等は次のとおりである。

名称	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
シャープエレクトロニクス マーケティング	251,301	3,215	1,560	4,521	43,098
シャープ・エレクトロニク ス・コーポレーション	944,122	22,151	8,810	69,085	195,242

なお、シャープ・エレクトロニクス・コーポレーションの数値は以下の子会社を含む連結決算数値である。

シャープ・ラボラトリーズ・オブ・アメリカ・インク

シャープ・エレクトロニクス・マニュファクチャリング・カンパニー・オブ・アメリカ・インク

シャープ・コーポレーション・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ 他3社

6 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数である。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成28年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
コンシューマーエレクトロニクス	15,623
エネルギーソリューション	1,733
ビジネスソリューション	11,108
電子デバイス	3,571
ディスプレイデバイス	9,611
全社(共通)	1,865
合計	43,511

- (注) 1 従業員数は就業人員数である。
 2 全社(共通)は、親会社の研究開発部門及び本社管理部門、並びに子会社のセグメントに直接配分できない管理部門等の従業員である。
 3 平成27年10月1日付の組織変更に伴い、第3四半期連結累計期間より報告セグメントの区分を変更している。
 4 主に希望退職の実施により、従業員数が前連結会計年度末に比べ5,585名減少している。

(2) 提出会社の状況

(平成28年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
14,544	43.4	20.6	6,337

セグメントの名称	従業員数(人)
コンシューマーエレクトロニクス	3,992
エネルギーソリューション	1,241
ビジネスソリューション	1,969
電子デバイス	2,010
ディスプレイデバイス	4,011
全社(共通)	1,321
合計	14,544

- (注) 1 従業員数は就業人員数である。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。
 3 全社(共通)は、研究開発部門及び本社管理部門の従業員である。
 4 平成27年10月1日付の組織変更に伴い、第3四半期累計期間より報告セグメントの区分を変更している。
 5 主に希望退職の実施により、従業員数が前事業年度末に比べ2,985名減少している。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社には、シャープ労働組合等が組織されており、シャープ労働組合は、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に所属している。

なお、労働組合との間に特記すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国経済は、輸出入が横ばいとなったものの、雇用情勢が改善し、設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復を続けた。また海外では、中国経済が減速傾向にあるものの、全体としては、米国やユーロ圏などを中心に引き続き回復基調での推移となった。

こうした中、当社グループでは、液晶テレビ「AQUOS 4K NEXT 1」や「ヘルシオ ホットクック 2」、IGZO 液晶ディスプレイ 3、蓄電池連携DCハイブリッドエアコン 4など、独自商品・特長デバイスの創出と販売強化に努めた。このほか、モバイル型ロボット電話「RoBoHoN 5」やプラズマクラスター空気清浄機「蚊取空清 6」などの開発も進めた。また、インセル型液晶タッチディスプレイ 7の量産も開始した。さらに、安定した経営基盤の早期確立に向け、「2015～2017年度 中期経営計画」の3つの重点戦略である 事業ポートフォリオの再構築、固定費削減の断行、組織・ガバナンスの再編・強化に取り組んだ。

しかし、当連結会計年度の業績は、コンシューマーエレクトロニクス、エネルギーソリューション、ディスプレイデバイスの売上が減少したことにより、売上高が2,461,589百万円（前年度比88.3%）となった。また、コンシューマーエレクトロニクス、ディスプレイデバイスの業績悪化により、営業損失は161,967百万円（前年度は48,065百万円の営業損失）、経常損失は192,460百万円（前年度は96,526百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は255,972百万円（前年度は222,347百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となった。

なお、資金面では、平成27年6月に総額225,000百万円の優先株を発行し、中期経営計画の遂行を支える資本の増強と成長分野への投資資金の調達を行っている。

- 1 4原色技術を用いた18K解像度を実現した4K液晶テレビ。2015年5月21日公表「『AQUOS 4K NEXT』<80V型:LC-80XU30>を発売」参照。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/150521-a.html>
- 2 業界で初めて、水を使わず、火を使わず、健康的な「無水調理」が手軽にできる自動調理鍋。下記URL参照。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/150917-a.html>
- 3 透明な酸化物半導体を採用したディスプレイ。下記URL参照。
<http://www.sharp.co.jp/igzo/>
- 4 蓄電池のDC(直流)電力をAC(交流)に変換することなく室外機に供給し、省エネを実現するエアコン。2015年11月27日公表「業界初「DCハイブリッドエアコン」を発売」参照。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/151127-a.html>
- 5 小型で手軽に携帯できるモバイル型ロボット電話。2016年4月14日公表「モバイル型ロボット電話『RoBoHoN(ロボホン)』の販売を開始」参照。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/160414-a.html>
- 6 蚊の習性と空気清浄機の吸引力を利用し、薬剤を使わずに粘着式「蚊取りシート」で捕獲する蚊取り機能を搭載したプラズマクラスター空気清浄機。2016年3月17日公表「プラズマクラスター空気清浄機『蚊取空清』を発売」参照。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/160317-a.html>
- 7 タッチセンサー部の機能を内蔵した液晶ディスプレイ。2015年6月17日公表「スマートフォン向けインセル型液晶タッチディスプレイを量産開始」参照。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/150617-a.html>

セグメントの業績は、概ね次のとおりである。

なお、第3四半期連結累計期間より報告セグメントの区分を変更している。以下の前連結会計年度との比較については、前連結会計年度の数値を変更後の区分に組替えた数値で比較している。報告セグメントの変更については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に詳細を記載している。

コンシューマーエレクトロニクス

液晶テレビや携帯電話、空気清浄機などの販売が減少した。利益面では、中国の販売子会社において売上高の大幅な減少に伴う今後の取引方針の変更等により、取引先との販売促進費用の支払が必要となる可能性が高いことから販売促進引当金を当連結会計年度末より計上したため、収益性が悪化した。この結果、売上高は810,733百万円（前年度比 82.5%）、セグメント損失は21,830百万円（前年度は19,083百万円のセグメント利益）となった。

エネルギーソリューション

太陽電池の販売が減少した。利益面では、ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）に係る買付契約評価引当金繰入額が減少したため、損失額は縮小した。この結果、売上高が156,834百万円（前年度比57.9%）、セグメント損失は18,425百万円（前年度は62,679百万円のセグメント損失）となった。

ビジネスソリューション

価格下落の影響はあったものの、海外でカラー複合機の販売が伸長した結果、売上高は355,196百万円（前年度比 103.5%）、セグメント利益は35,814百万円（前年度比 114.4%）となった。

電子デバイス

カメラモジュールの販売が伸長した。利益面では、急激な価格下落及びたな卸資産の滞留状況等を鑑み、たな卸資産の評価基準を変更し、たな卸資産評価損を追加計上したものの、売上の増加により収益性が改善した。この結果、売上高は490,029百万円（前年度比 105.0%）、セグメント利益は1,491百万円（前年度比 220.6%）となった。

ディスプレイデバイス

テレビ用大型液晶パネルや中国スマートフォン向けの中小型液晶パネルの販売が減少した。利益面では、売上の減少に加え、一部工場において生産調整を行ったことや、急激な価格下落及びたな卸資産の滞留状況等を鑑み、たな卸資産の評価基準を変更し、たな卸資産評価損を追加計上したことにより収益性が悪化した。この結果、売上高は771,548百万円（前年度比 85.1%）、セグメント損失は129,173百万円（前年度は594百万円のセグメント利益）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ82,678百万円（35.6%）減少し、当連結会計年度末には149,533百万円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動による資金の支出は、18,866百万円であり、前連結会計年度に比べ36,205百万円増加した。これは、前連結会計年度に比べて、たな卸資産の増減額が増加から減少に転じたものの、税金等調整前当期純損失が42,288百万円増加したほか、仕入債務の増減額が増加から減少に転じたことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動による資金の支出は、40,513百万円であり、前連結会計年度に比べ24,470百万円（152.5%）増加した。これは、前連結会計年度に比べて、投資有価証券の売却による収入が29,602百万円減少したことなどによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動による資金の支出は、15,360百万円であり、前連結会計年度に比べ120,730百万円（88.7%）減少した。これは、前連結会計年度に比べて、短期借入金の純増減額が増加から減少に転じたものの、社債の償還による支出が99,002百万円減少したほか、種類株式の発行による収入が224,606百万円あったことなどによるものである。

（注） 消費税等の会計処理は税抜方式によっている。以下「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」に記載されている金額も同様である。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
コンシューマーエレクトロニクス	742,899	24.0
エネルギーソリューション	147,488	43.6
ビジネスソリューション	350,704	+4.0
電子デバイス	450,030	+7.2
ディスプレイデバイス	639,782	19.6
合計	2,330,903	16.5

- (注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。
 2 上記の金額には、外注製品仕入高等を含んでいる。
 3 平成27年10月1日付の組織変更に伴い、第3四半期連結累計期間より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成している。

(2) 受注状況

当社グループは原則として見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
コンシューマーエレクトロニクス	798,314	18.7
エネルギーソリューション	155,422	42.6
ビジネスソリューション	348,451	+1.5
電子デバイス	458,022	+9.9
ディスプレイデバイス	701,380	9.3
合計	2,461,589	11.7

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。
 2 平成27年10月1日付の組織変更に伴い、第3四半期連結累計期間より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成している。
 3 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりである。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
APPLE INC.	553,007	19.8	667,299	27.1

3【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容等

国内経済は雇用環境の改善が続き、設備投資が増加傾向にあることに加え、各種経済対策による下支え効果もあり、緩やかな回復が続くと見込まれる。海外は、アメリカの金融政策とその影響、中国をはじめとするアジア新興諸国の経済の先行き、資源価格や為替の動向、地政学的リスクなどに留意する必要があるが、全体として、回復基調を維持することが期待される。

当社グループは、抜本的構造改革の断行による安定的収益基盤の構築を図り、平成27年5月に「2015～2017年度中期経営計画」を発表し、3つの重点戦略である事業ポートフォリオの再構築、固定費削減の断行、組織・ガバナンスの再編・強化に取り組んできた。

しかし、平成28年3月期は、ディスプレイデバイス事業において、期初の想定をはるかに上回る中国市場向けのスマートフォン用液晶の販売減や価格競争激化による単価ダウンの影響などにより、平成27年10月26日に売上高・営業利益について通期業績予想の下方修正をすることとなった。さらに第3四半期連結累計期間において親会社株主に帰属する四半期純損失を1,083億円計上し、これに伴い、財務の健全化を示す自己資本比率は第3四半期連結会計期間末において8.6%と第1四半期連結会計期間末の12.3%から低下するに至った。

こうした状況を受け、当社グループでは、鴻海精密工業股份有限公司と戦略的提携を結び、平成28年4月2日に、鴻海精密工業股份有限公司、鴻海精密工業股份有限公司の完全子会社であるFoxconn(Far East) Limited、Foxconn Technology Pte. Ltd.及びSIO International Holdings Limitedを割当先とする第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）の発行に関し、割当予定先と株式引受契約を締結した。（注）

これら新株式の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び各国の関係当局の許認可が得られることなどを払込みの条件としている。

当社グループは、今回の戦略的提携により、将来的な売上の拡大やコスト競争力向上などを通じた利益率の改善、急激な景気変動等にも耐えうる財務及び事業基盤の強化を図り、経営再建を果たしていく。

（注）詳細については、当社ホームページに掲載のニュースリリース参照。

・平成28年2月25日付ニュースリリース

<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2016/160225.pdf>

・平成28年3月30日付ニュースリリース

<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2016/160330-3.pdf>

(2) 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社取締役会は、当社グループのように製造業を営む企業が、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるためには、中長期的な視点により先端技術や製造技術を自社内で開発、活用し、また、この間に顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な協力関係を構築することが必要不可欠であると考えている。

また、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主において判断されるべきものであると考えているが、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものや、株主に株式の売却を強要するおそれのあるものなどの不適切な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えている。

基本方針の実現に資する特別の取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきた。

また、当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使し、顧客のニーズを捉えた革新的な商品やサービスを創出することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えている。

こうした考えの下、「2015～2017年度 中期経営計画」では、以下の3つの重点戦略を着実に実行し、「抜本的構造改革の断行による安定的収益基盤の構築」を目指してきた。

イ 事業ポートフォリオの再構築

当社の事業を、顧客や事業特性に応じた下記の5つのカンパニーに再編。

- ・コンシューマーエレクトロニクスカンパニー
- ・エネルギーソリューションカンパニー
- ・ビジネスソリューションカンパニー
- ・電子デバイスカンパニー
- ・ディスプレイデバイスカンパニー

ロ 固定費削減の断行

事業構造・拠点改革の推進、希望退職や海外拠点縮小に伴う人員削減、本社のスリム化や緊急人件費対策などを実行。

ハ 組織・ガバナンスの再編・強化

上記カンパニー制導入のほか、以下の人事改革を実行。

- (a) 等級・報酬制度の見直し
- (b) 処遇の適正化
- (c) 実力ベースの人材登用徹底
- (d) 組織のフラット化・シンプル化

このほか、コンプライアンス意識やステークホルダーの視点をもって事業活動に取り組むことにより企業の社会的責任を果たすとともに、環境・教育・社会福祉の分野を中心とした様々な社会貢献活動の推進により、広く社会からの期待に応え、信頼と評価を高めるよう推進していく。また当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主への利益還元に取り組んでいく。

これらのほか、 の取り組みを行っている。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取り組み

当社は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為（以下、「大量買付行為」といい、そのような買付行為を行う者を「大量買付者」という。）に関するルールを『当社株式の大量買付行為に関する対応プラン』（以下、「本プラン」という。）として定めており、その概要は次のとおりである。

- イ の基本方針に記載のとおり、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為に応じるか否かについては、最終的には当社株主において判断されるべきものであると考えているが、株主が適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えており、そのためには、大量買付行為が行われる際の一定の合理的なルールを設定しておくことが不可欠であると考えている。
- ロ 当社取締役会が設定するルールでは、大量買付者に対して、a) 一定の期間内に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報提供をすること、b) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始することを求めている。
- ハ 当社取締役会は、大量買付者がルールを遵守しない場合、あるいは、ルールを遵守していてもその行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される場合には、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、対抗措置を発動することがある。
- ニ 当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員により構成される特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終決定する。なお、以下の場合には、原則として株主意識確認総会を開催し、当社取締役会はその決議に従う。
 - ・特別委員会が、対抗措置発動についてあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合
 - ・当社取締役会が株主の意思を確認することが適切であると判断した場合
- ホ 当社取締役会が、対抗措置の発動を決定した後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止める。

本プランに対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが の基本方針に沿っており、また、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

- イ 本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない場合、あるいは、遵守していても当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大量買付行為が行われる場合には、当社取締役会が大量買付者に対して相当の対抗措置を発動することがあることを明記している。
- ロ 本プランは、当社株主が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化し、当社株主及び投資家が適切な投資判断を行える環境を整えるものである。また、本プランの発効・継続は、当社株主の承認を条件としている。
- ハ 本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示するものであり、対抗措置の発動は本プランに従って行われる。さらに、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、対抗措置の発動等を行う際には、外部専門家等から助言を得るとともに、特別委員会の意見を最大限尊重すること、株主の意思を確認することが適切と判断した場合は株主意思確認総会を開催し、取締役会はその決議に従うことを定めており、本プランには当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれている。

本プランの有効期間

本プランは、平成26年6月25日に開催された当社第120期定時株主総会において株主の承認を得ており、その有効期間は平成29年6月30日までに開催される第123期定時株主総会終結の時までとなっている。

- (注) 本プランの詳細については、当社ホームページに掲載のニュースリリース参照。
・平成27年5月14日付ニュースリリース
<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2015/150514-1.pdf>

なお、鴻海精密工業股份有限公司、Foxconn(Far East) Limited、Foxconn Technology Pte. Ltd.及びSIO International Holdings Limitedを割当先とする第三者割当による新株式(普通株式及びC種類株式)の発行を予定しており、当該株式の発行後においては、本プランを継続する必要性が小さくなると考えられることから、廃止することを検討している。

4【事業等のリスク】

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業内容として活動を行っている。その範囲は電子・電気機械器具のほとんどすべてにわたっており、ユーザーも国内外の一般消費者、事業会社から官公庁に至るまで多岐にわたり、また地域的にもグローバルな事業展開を行っている。従って、当社グループの業績は、多様な変動要因による影響を受ける可能性がある。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項には、以下のようなものがある。

なお、本文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在（ただし、必要に応じて有価証券報告書提出日現在）において、当社グループが判断したものである。

(1) 世界市場の動向・海外事業について

当社グループは、日本だけではなく、欧米やアジア諸国を中心に世界の各地域で事業活動を行っており、日本を含む世界各地域における景気・消費の動向（特に個人消費及び企業による設備投資の動向）、他社との競合、製品の需要動向や原材料の供給状況、価格変動などは、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。また、当該地域の政治的・経済的な社会情勢が、同様に影響を及ぼす可能性がある。さらに、各地域における事業の監督や調整の困難さ、世界経済の低迷から受ける影響の増加、外国の法令及び課税等に関するリスク、事業を行うに際しての多様な基準や慣行、貿易制限、政治的不安定及びビジネス環境の不確実性、日本との政治的・経済的関係の変化及び社会的混乱並びに人件費の増加及び労働問題等が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) 為替変動の影響

当社の連結売上高に占める海外売上高の割合は、平成26年3月期60.7%、平成27年3月期65.2%、平成28年3月期69.5%である。また、当社グループは、海外で製造した製品を国内においても販売するなど、製造された国以外の国においても当社製品を販売している。このため、為替予約及び最適地生産の拡充・強化等によるリスクヘッジを行っているが、当社グループの業績は為替変動の影響を受ける可能性がある。

(3) 特定の製品・顧客に対する依存について

当社グループの電子デバイス、液晶ディスプレイ及びデジタル情報機器の売上高は、当社グループの売上高の過半数を占めているため、こうした製品に対する顧客の需要の減少、製品価格の下落、代替性若しくは競争力のある他社製品の出現、又は新規企業の参入による競争の激化等により当社グループの業績は悪影響を受ける可能性がある。

また、当社グループは、特に電子デバイス、液晶ディスプレイ及び携帯電話について、その顧客が少数に限られており、当社グループの売上高の相当程度の部分は、当該少数の特定の顧客に対するものである。こうした重要な顧客向けの販売は、当社グループ製品の問題だけでなく、当該顧客の製品に係る需要の減少や仕様の変更、当該顧客の営業戦略の変更など当社グループによる管理が及ばない事項を理由として落ち込む可能性があり、そのような場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該顧客が、当社グループの財務状況に対する懸念から、当社グループとの取引規模を縮小する可能性や、特定の製品について、当該顧客の関連会社との取引を優先する可能性もある。さらに、こうした少数の顧客との取引関係の維持・発展のために、当社グループの業務に関して様々な制限を受ける可能性がある。

(4) 戦略的提携・協業等について

当社グループは、平成28年4月2日に、鴻海精密工業股份有限公司を中心とするグループ企業4社（以下「鴻海精密工業グループ」という。）との間で株式引受契約を締結した。同契約では、当社普通株式3,281,950,697株を1株当たり88円にて、C種種類株式11,363,636株を1株当たり8,800円にて、第三者割当による新株式を鴻海精密工業グループが引き受けることを定めている。払込期日は平成28年6月28日から平成28年10月5日を予定している。

鴻海精密工業グループからの出資により、当社の自己資本比率の改善、現下の財政状況により抑制せざるを得なかった成長投資の実行、鴻海精密工業グループの技術力・生産性・コスト力を活かした事業シナジーの追求が可能となる。

また、当社グループはこれまでも、企業競争力強化と収益性向上及び各事業分野における新技術や新製品の開発強化のため、サムスン電子グループ及びクアルコムグループ等の外部企業との間で戦略的提携・協業を推進してきたが、かかる戦略的パートナーとの間における戦略上の問題やその他の事業上等の問題の発生及び目標変更等により、提携・協業関係を維持できなくなった場合や、協力関係から十分な成果が得られない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

この他、かかる提携・協業に関連して、同業他社との提携・協業の実施が制限される可能性があり、提携・協業の条件により当社の業務の自由度が制限される可能性がある。例えば、当社は、サムスン電子グループに対して、当社がビジネス・ソリューション事業の一部の売却を実行する場合の優先的交渉権を付与している（もっとも当社には現状当該事業の売却の意図はない。）。

(5) 取引先等について

当社グループは、多くの取引先から資材の調達やサービス等の提供を受けている。それら取引先については、十分な信用調査のうえ取引を行っているが、需要の低迷や価格の大幅な下落等による取引先の業績等の悪化、突発的なM&Aの発生、自然災害や事故の発生、また、法令違反等の不祥事の発生や、サプライチェーンにおける「紛争鉱物問題」をはじめとする人権・環境問題等や法的規制の影響、一部の部材等について供給業者が限られていることなどにより、調達先から部材等が十分に供給されない、あるいは、調達した部材等の品質が十分でないことが考えられる。そのような場合には、代替的な調達先との間で現在の調達先との取引条件よりも不利な条件での取引を余儀なくされる可能性があり、また代替する調達先を適時に見つけられない可能性がある。これらにより、当社グループの製品の品質の低下、コストの増加、顧客への納期の遅延等が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社グループは、特定の顧客との間の契約に基づき、当社グループの製品の売買代金として前受金の支払いを受けている。現在、かかる前受金の返還債務は、当該顧客に対する当社グループの売買代金売掛債権と相殺されているが、当社グループの財務状況により、当該顧客との間の契約に従ってこれらの前受金の大部分の返還が求められる可能性がある。前受金の返還が求められる場合、当社グループの営業キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

(6) 財務状態の及ぼす影響について

当社グループは、事業資金を銀行・生命保険会社等の金融機関からの借入及び社債の発行等により調達しており、総資産に対するこうした借入等の割合は当連結会計年度末現在45.4%となっている。このうち当該借入等に対する短期借入等の占める割合は88.7%となっている。このため、当社グループは、こうした借入等の返済のためキャッシュ・フローの使途に制限を受け、また、金利水準が上昇した場合に費用の増加を招く可能性がある。また、既存債務のリファイナンスも含め、必要な資金を必要な時期に適切と考える条件で調達できない等、資金調達が制約されるとともに、資金調達コストが増加する可能性があり、それにより、当社グループの事業、業績及び財政状態が悪影響を受ける可能性がある。当社グループが複数の金融機関との間で締結している借入れに係る契約には財務制限条項が定められているものもあり、今後当社グループの連結純資産が財務制限条項に定める水準を下回ることとなった場合又は連結営業利益及び連結当期純利益が一定の水準を下回ったにもかかわらず、これに伴い当社が誠実に協議しなかったような場合には、借入先金融機関の請求により、当該借入れについて期限の利益を喪失する可能性がある。さらに、当社が当該財務制限条項に違反する場合、社債その他の借入れについても期限の利益を喪失する可能性がある。

また、(株)みずほ銀行及び(株)三菱東京UFJ銀行は、当社の主たる借入金融機関であり、必要に応じて両行に対して財政状態の改善策等に関する相談も行っている。

こうした当社グループの借入等への依存及びこれに関連した信用格付けの低下、又は当社グループの財政状態の悪化は、財務状態の強固な競業他社との競争において不利に働く可能性があり、また、借入先又は取引先との契約関係上の問題を生じさせる可能性も存する。

(7) 技術革新について

当社グループが事業を展開する市場は、技術革新が急激に進行しており、それに伴う社会インフラの変化や市場競争の激化、技術標準の変化、技術の陳腐化、代替技術の出現などにより、新製品を適時に導入することができない、製品在庫の増加や開発資金を回収できないなど、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。また、技術面以外に、価格やマーケティングの観点からも厳しい競争下にあり、当社グループがかかる競争を勝ち抜いていくことができるとは限らない。競合他社との熾烈な競争の結果次第では、当社グループとして既存の事業の縮小又は撤退を余儀なくされる可能性があり、かかる事業の縮小又は撤退のために追加的費用が発生する可能性がある。さらに、当社グループは、他社との共同開発契約に基づいて協力して研究開発を行っており、かかる協力関係を維持できない、協力関係から十分な成果が得られない、又は協力関係の円滑な解消ができない可能性がある。

(8) 知的財産権について

当社グループは、独自開発した技術等について、国内外において特許権、商標権その他の知的財産権を取得することにより、若しくは他社と契約を締結することにより、その保護に努めている。

しかしながら、特許出願等に対し権利が付与されない場合や、第三者からの無効請求等がなされる場合等により、当社グループの十分な権利保護が受けられない可能性があり、また、ライセンス提供によるロイヤリティ収益が十分に確保できない可能性がある。加えて、当社グループ保有の知的財産権を第三者が不正に使用する等、当社グループが保有する知的財産権が競争上の優位性をもたらさない、又はその知的財産権を有効に行使できない可能性がある。また、当社グループが第三者から受けているライセンスがライセンス期間の満了その他何らかの理由により終了する可能性や、第三者により知的財産権の侵害を主張され、その解決のために多額の費用を費やす可能性があり、さらに、第三者による侵害の主張が認められた場合に多額の対価の支払い、当該技術の使用差し止めなどの損害が発生する可能性がある。

また、当社グループからライセンスを受けている他社が第三者に買収された場合には、従来当社グループがライセンスを付与していない第三者がライセンスを獲得し、その結果、当社グループが知的財産権の優位性を失う可能性や、当社グループと当該第三者との間の提携等により従来当社グループの事業にはなかった新たな制約が課せられる可能性とこれらを解決するために新たな対価支払いを強いられる可能性がある。さらに、かかる提携等が他の第三者との既存のライセンス契約に抵触していると主張された場合には、当該提携等の解約等を強いられる可能性もある。

また、職務発明に関して、社内規程で取り決めている特許報償制度にて発明者に対して報償を行っているが、発明者より「相当の対価」を求める訴訟を提起される可能性がある。

以上のような知的財産権に関する問題が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(9) 長期投資・長期契約について

当社グループは、これまで製造設備等に対し積極的な投資を行っており、多くの固定資産を有している。かかる製造設備等については、それらが想定通り稼働しないこと、又は設備の性質や契約上の制約から他製品のための転用が難しいこと等から、想定していたような収益の獲得に結びつかず、場合によっては減損損失を計上する必要性が生ずるなど、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当社グループは、のれん等の固定資産も有している。今後、事業の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理が必要になった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

加えて、当社グループは、多数の長期契約を有しており、それらの長期契約の多くは、その契約期間中、固定価格又は定期的のみ調整される価格による取引を約束するものであるため、当該契約期間における価格又は費用の変動は当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。特に、ソーラーパネルの原材料に関してこうした契約が存在しており、中でもポリシリコンの購入契約は、最長で平成32年末まで、合計して17,733トン（当連結会計年度末現在）を直近の時価水準を大幅に上回る価格（当連結会計年度末現在の時価を加重平均で1キログラム当たり約3,212円上回る。）で購入することを当社グループに義務づけるものとなっている。そのため、ポリシリコンの市場価格の更なる下落により、追加の損失が発生する可能性がある。また、ポリシリコンの期末における購入契約には転売が禁止されているものがあるため、将来使用見込みが無くなった場合には回収が困難となり、追加の損失が発生する可能性がある。

また、堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結している。当該契約の当連結会計年度末の未経過残高は合計で38,064百万円（残年数は1.5年から12.75年）となっており、いずれも中途解約は不能である。当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっているが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっている。

(10) 製造物責任について

当社グループは、高品質の製品の提供をめざし、厳密な品質管理基準に従って各種の製品を製造しているが、当社グループの製品には、消費者向けのもが多く、また、革新的な技術を利用したものも含まれており、これらの製品に欠陥等が存した場合には製造物責任その他の責任を負う可能性がある。当社は、万一、製品の欠陥等が発生した場合のメーカー責任を果たすために、製造物責任に基づく賠償に備え保険に加入しているが、予期せぬ事情による大規模なリコールや訴訟の発生が、ブランドイメージの低下や、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 法的規制等について

当社グループが事業を展開する各国において、当社グループは、事業や投資の許可、輸出制限、関税、会計基準・税制をはじめとする様々な規制の適用を受けている。また、当社グループの事業は、通商、独占禁止、製造物責任、消費者保護、知的財産権、製品安全、環境・リサイクル関連、内部統制、労務規制等の各種法規制の適用を受けている。これら各種法規制の変更及び変更に伴う法規制遵守対応のための追加的費用発生の場合、あるいは当社グループにおいてこうした法規制の違反が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社製品に関連した事故が発生した場合、消費生活用製品安全法や関連通達による事故報告及び公表制度に基づく事故情報の公表により当社ブランドイメージが低下する可能性がある。

(12) 訴訟その他法的手続きについて

当社グループは全世界で事業活動を展開しており、各国で訴訟その他の法的手続きの当事者となるリスクを有している。当社グループが訴訟その他の法的手続きの当事者となった場合、各国の法制度・裁判制度の違いもあり、事案によっては巨額の損害賠償金や罰金等の支払いを命じられる可能性もある。

なお、TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米等において損害賠償を求める民事訴訟が提起されている。かかる手続きや訴訟の結果について、将来発生する可能性のある損失を合理的に見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金に計上しているが、現時点ですべてを予測・見積ることは困難である。また、現在進行中の手続きに加え、今後新たに規制当局による調査や民事訴訟の提起がなされる可能性もある。

いずれも、不利な結果が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(13) 個人情報、その他情報流出について

当社グループは、顧客、取引先、従業員等の個人情報やその他秘密情報を有している。これら情報の保護に細心の注意を払っており、全社管理体制の下、管理規程を遵守するための従業員教育及び内部監査の実施等の施策を推進しているが、万一、情報の流出が発生した場合、当社グループの信用低下や多額の費用発生（流出防止対策、損害賠償等）により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(14) 大規模自然災害の発生について

当社グループは、地震・台風を始めとした大規模自然災害に備え、被害を最小限に抑えるため、予防・応急対策及び早期復旧・復興に向けた事業継続計画を作成し、影響の回避に努めているが、想定を超えた災害の発生により、当社グループ及び取引先の事業活動に直接的または間接的な被害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(15) 電力不足および電気料金上昇に伴うリスクについて

東日本大震災に伴う原発事故を契機に生じている電力問題は、国内外の市場環境に様々な悪影響を与えており、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼしている。

今後も電力供給不足に伴う電力使用制限や電気料金値上げ等の事態に至った場合には、工場の操業低下やコスト負担増加等で当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(16) 有能な人材確保における競争について

当社グループの再生と成長には、技術及びマネジメント分野における優秀な人材の確保が欠かせない。しかし、現下の経営状況を鑑みると新たな人材の獲得は厳しいことに加え、人材の流動性は非常に高まっている。従ってこれらの状況により、現在在籍している人材の流出防止や新たな人材獲得、並びに、当社の事業経営を担う重要な従業員の能力向上が適切に推進できない場合は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

(17) その他の主な変動要因

上記の他、当社グループの業績は、事故や紛争・暴動・テロ等の人為的災害、新型インフルエンザや新たな感染症の流行、株式市場や債券市場の大幅な変動などの多様な影響を受ける可能性がある。

(18) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、当連結会計年度において引き続き、営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、単体及び連結ともに債務超過となり、重要な営業キャッシュ・フローのマイナスとなった。また、平成28年3月31日期日のシンジケートローン契約は、平成28年3月30日に期間を延長したが、当連結会計年度末現在においては、1ヶ月間（期日は平成28年4月30日）の延長に留まっていた。また、単体及び連結ともに債務超過のため、シンジケートローン契約の期限の利益の喪失事由に該当している。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているが、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（3）事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められない。従って、「継続企業の前提に関する事項」には該当していない。

5【経営上の重要な契約等】

当社グループにおける主な技術導入契約及び技術援助契約等の概要は次のとおりである。

(1) 技術導入契約

相手先	国名 又は 地域	契約内容	契約期間
インターデジタル・テクノロジー・コーポレーション	アメリカ	携帯電話の時分割多元接続(TDMA)技術に関する特許実施権の許諾(注)2	自 平成23年5月1日 至 平成28年4月30日
		携帯電話の符号分割多元接続(CDMA)技術及びGSM方式携帯電話に関する特許実施権の許諾	自 平成13年8月10日 至 特許権満了日
クアルコム・インコーポレイテッド	アメリカ	携帯電話の符号分割多元接続(CDMA)技術に関する特許実施権の許諾	自 平成9年4月30日 至 終期の定めなし

- (注) 1 上記はすべて当社との契約である。
2 提出日現在において契約期間が満了している。

(2) 技術援助契約

相手先	国名 又は 地域	契約内容	契約期間
友達光電股份有限公司	台湾	液晶表示装置に関する特許実施権の許諾	自 平成23年1月1日 至 平成32年12月31日
イノラックス・コーポレーション	台湾	液晶表示装置に関する特許実施権の許諾	自 平成22年9月30日 至 平成29年9月30日

- (注) 上記はすべて当社との契約である。

(3) その他の契約

相手先	国名 又は 地域	契約内容
(株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀行	日本 日本	平成27年5月、当社が第三者割当の方法により発行する総額200,000百万円のA種種類株式を、(株)みずほ銀行及び(株)三菱東京UFJ銀行が引受けする契約を締結した。(注)1、(注)4
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合	日本	平成27年5月、当社が第三者割当の方法により発行する総額25,000百万円のB種種類株式を、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合が引受けする契約を締結した。(注)1、(注)2、(注)4
ハイセンス・インターナショナル(ホンコン)・アメリカ・インベストメント・カンパニー・リミテッド	香港	平成27年7月、米州における液晶テレビ事業について、ハイセンス・インターナショナル(ホンコン)・アメリカ・インベストメント・カンパニー・リミテッドが米州で展開する液晶テレビに、AQUOSなどの当社ブランドを供与する契約を締結した。(注)4
ドルビー・インターナショナル・エービー	オランダ	平成27年9月、映像技術関連特許をドルビー・インターナショナル・エービーへ譲渡する契約を締結した。(注)4

相手先	国名 又は 地域	契約内容
(株)ニトリ	日本	平成27年9月、本社ビル（大阪市阿倍野区）の土地・建物を(株)ニトリへ譲渡する契約を締結した。（注）4
エヌ・ティ・ティ都市開発(株)	日本	平成27年9月、田辺ビル（大阪市阿倍野区）の土地・建物をエヌ・ティ・ティ都市開発(株)へ譲渡する契約を締結した。（注）4
ハイセンス・エレクトリック・カンパニー・リミテッド ハイセンス・ユーエスエー・コーポレーション	中国 アメリカ	平成27年7月、当社連結子会社のメキシコにある液晶テレビの生産拠点シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイの株式などを、ハイセンス・エレクトリック・カンパニー・リミテッド及びハイセンス・ユーエスエー・コーポレーションへ譲渡する契約を締結した。（注）5
(アレンジャー兼エージェント) (株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀行	日本 日本	平成28年3月、平成25年6月25日に契約更新または締結し、平成28年3月31日に期日が到来するシンジケートローンの既存契約について、期日を平成28年4月30日へ延長することで合意した。（注）3、（注）4

- (注) 1 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(5) 発行済株式総数、資本金等の推移(注) 8」に記載している。
- 2 平成28年5月12日開催の取締役会において、当社発行のB種種類株式の全部につき、金銭を対価として取得する事を決議した。内容の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載している。
- 3 さらに平成28年4月26日に契約の更改を行なった。契約内容の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載している。
- 4 すべて当社との契約である。
- 5 当社の連結子会社であるシャープ・エレクトロニクス・コーポレーション及びシャープ・エレクトロニクス・マニュファクチャリング・カンパニー・オブ・アメリカ・インクとの契約である。

6【研究開発活動】

当社グループは、独自技術の開発を経営理念に掲げ、製品はもとより新材料や生産技術の開発に至るまで、積極的な研究開発活動を行っている。

平成27年10月1日付の、カンパニー制導入に伴う組織再編により、研究開発体制として、基礎・応用研究開発は研究開発本部が担当、それ以外はカンパニー傘下の組織が担うとともに、全社横断的な技術・商品開発を推進するプロジェクトチームを置くこととした。これに伴い、生産技術開発本部及び新規事業推進本部は再編の上、コンシューマーエレクトロニクスカンパニー及び、ビジネスソリューションカンパニーの傘下に移管した。また、ビジネスソリューション開発本部及びディスプレイデバイス開発本部を解消し、それぞれビジネスソリューションカンパニー及びディスプレイデバイスカンパニーに移管した。さらに、各カンパニーの傘下には目的別開発センター、具体的な製品設計を担当する事業部技術部を置いている。また、海外の優秀な人材の活用と海外現地のインフラやニーズに対応した開発を行う目的で、英国、米国、中国他に研究開発拠点を設け、グローバルな開発体制の下、密接な連携・協力関係を保ち、先進技術の研究開発を効率的に進めている。当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は130,120百万円である。この内、コンシューマーエレクトロニクスに係る研究開発費は37,956百万円、エネルギーソリューションに係る研究開発費は1,920百万円、ビジネスソリューションに係る研究開発費は21,790百万円、電子デバイスに係る研究開発費は14,781百万円、ディスプレイデバイスに係る研究開発費は40,221百万円、全社（共通）に係る研究開発費は13,452百万円である。

なお、セグメントごとの主な研究成果は、次のとおりである。

(1) コンシューマーエレクトロニクス

業界で初めての電気無水鍋<ヘルシオホットクック>、シンプル&スマートデザインのプラズマクラスター空気清浄機とプラズマクラスター加湿機<S-style>、世界初、蚊の習性と空気清浄機の吸引力を利用し、薬剤を使わず蚊取りシートで捕獲する<プラズマクラスター空気清浄機「蚊取空清」>、風を長く浴びた時に感じるだるさ感を抑制、業界で初めてムラの少ない滑らかな風を実現したネイチャーウイング搭載の<プラズマクラスター扇風機ハイポジション・リビングファン>、業界で初めてヒートサイクロンを搭載したサイクロンふとん掃除機<Cornet>等、新たな発想により健康で快適な生活をサポートする商品を創出した。

また、携帯情報通信端末の新コンセプトとして提案するモバイル型ロボット電話<RoBoHoN>、業界で初めて音声対話を実現、インターネットに繋がり暮らしをアシストする<ともだち家電>等、情緒価値の概念をいち早く採り入れた商品、業界で初めて不審な電話を自動で判別し着信を拒否する「迷惑電話フィルタ」を搭載した<デジタルコードレスファクシミリと電話機>を創出した。

さらに、独自のパネルと回路によって8K解像度表示能力を有するAQUOS史上最高画質の4K液晶テレビ<AQUOS 4K NEXT>、テレビ機能付きホームタブレット<AQUOSファミレド>等、幅広い分野で新たな価値を提供する数多くの特長商品を創出した。

(2) エネルギーソリューション

業界トップクラスモジュール変換効率(19.1%)を実現した<住宅用 単結晶太陽電池モジュールBLACKSOLAR>、業界で初めてクラウド蓄電池と組み合わせで電気を効率よく使える<DCハイブリッドエアコン>等、最先端の創エネ・省エネ商品を創出した。

(3) ビジネスソリューション

業界で初めて4K3Kの高解像度で全方位の映像監視を実現し、映像データを無線LANで送信できる<ネットワークカメラ>、屋外でも手軽に無線LAN環境の構築を可能にする<無線バックホール方式無線LANアクセスポイント>等の無線スマートネットワーク商品を創出した。

(4) 電子デバイス

人や動物などの心拍・呼吸・体動などの生体情報を非接触で検知できる<マイクロ波センサモジュール>、夜蛾類による農作物被害の低減と生育への悪影響を抑制する<電球形LED防蛾ランプ>、業界最高の可視高感度3800mVを実現し、毎秒200枚の高速撮影に対応した<ITS/FAカメラ向け1/3型35万画素CCD>、最大で4つのカメラが接続でき、業界トップクラスの高速度を実現した<画像センサカメラコントローラ>等を開発した。

(5) ディ스플레이デバイス

フリーフォームディスプレイをさらに進化させた<曲面型FFD(フリーフォームディスプレイ)>、室内照明の消費電力量の約4割削減を実証、液晶ディスプレイの開発で培った光学制御技術を応用した<採光フィルム>等を開発した。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における連結売上高は、2,461,589百万円（前年度比 11.7%減）となった。コンシューマーエレクトロニクスでは、液晶テレビや携帯電話、空気清浄機などの販売が減少した。エネルギーソリューションでは、太陽電池の販売が減少した。ビジネスソリューションでは、価格下落の影響はあったものの、海外でカラー複合機の販売が伸長した。電子デバイスでは、カメラモジュールの販売が伸長した。ディスプレイデバイスでは、テレビ用大型液晶パネルや中国向けスマートフォン向けの中小型液晶パネル販売が減少した。

損益状況

売上原価は、2,228,277百万円（前年度比 7.1%減）となり、売上原価率は、前連結会計年度の86.1%に対し90.5%と上昇した。また、販売費及び一般管理費は、395,279百万円（前年度比 9.5%減）となり、売上高に対する比率は、前連結会計年度の15.7%に対し、16.1%と上昇した。なお、販売費及び一般管理費には研究開発費30,123百万円、従業員給料及び諸手当105,234百万円が含まれている。その結果、当連結会計年度の営業損失は、161,967百万円（前年度は48,065百万円の営業損失）となった。

営業外収益は、前連結会計年度に比べ995百万円減の21,186百万円となり、営業外費用は、前連結会計年度に比べ18,963百万円減の51,679百万円となった。その結果、経常損失は192,460百万円（前年度は96,526百万円の経常損失）となった。

特別利益は、前連結会計年度に比べ24,870百万円減の28,429百万円、特別損失は、前連結会計年度に比べ78,516百万円減の67,091百万円となった。その結果、税金等調整前当期純損失は231,122百万円（前年度は188,834百万円の税金等調整前当期純損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は255,972百万円（前年度は222,347百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となった。

(2) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ82,678百万円減少し、149,533百万円となった。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ36,205百万円支出が増加し、18,866百万円の資金の支出となった。これは、たな卸資産の増減額が増加から減少に転じたものの、税金等調整前当期純損失が42,288百万円増加したほか、仕入債務の増減額が増加から減少に転じたことなどによるものである。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ24,470百万円支出が増加し、40,513百万円の資金の支出となった。これは、投資有価証券の売却による収入が29,602百万円減少したことなどによるものである。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ120,730百万円支出が減少し、15,360百万円の資金の支出となった。これは、短期借入金の純増減額が増加から減少に転じたものの、社債の償還による支出が99,002百万円減少したほか、種類株式の発行による収入が224,606百万円あったことなどによるものである。

資産、負債及び純資産

当連結会計年度末の資産合計は、受取手形及び売掛金やたな卸資産が減少したこと等により1,570,672百万円（前連結会計年度末の資産合計は1,961,909百万円）となった。

当連結会計年度末の負債合計は、短期借入金や支払手形及び買掛金が減少したこと等により1,601,883百万円（前連結会計年度末の負債合計は1,917,394百万円）となった。

当連結会計年度末の純資産合計は、利益剰余金、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整累計額の減少等により 31,211百万円（前連結会計年度末の純資産合計は44,515百万円）となった。

(3) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当社グループは「4 事業等のリスク (18) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載の継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に対処すべく、以下の対応策を実施している。

重要な後発事象に記載のとおり、当社は、平成28年2月25日及び平成28年3月30日の取締役会において、鴻海精密工業股份有限公司等を割当先とする第三者割当による総額約3,888億円の新株式の発行の決議及びその修正決議を行い、平成28年4月2日に株式引受契約を締結した。その後、平成28年6月23日開催の第122期定時株主総会及び種類株主総会で、関連する議案（定款変更、第三者割当による募集株式発行）の承認を得た。

第三者割当増資により新たに調達する資金は、各事業の成長に向けた設備投資等及び当社のブランド価値向上・新規事業分野拡大のための経費（運転資金）に充当する予定としている。これにより、現下の財政状況により抑制せざるを得なかった成長投資に資金を充当するとともに、検討中の構造改革の実行に備えることができるなど、確実な経営基盤が整備されることとなる。

また、重要な後発事象に記載のとおり、平成28年4月26日に主力行の(株)みずほ銀行、(株)三菱東京UFJ銀行及び他の参加行の合意を得て、平成28年4月30日期日のシンジケートローンの契約更改を行った。

なお、単体及び連結ともに債務超過となっているが、平成28年5月25日にシンジケートローン貸付人各行から債務超過を理由とする期限の利益の喪失を行わないことについて承諾を得られている。

これらの諸施策により、継続的な支援のもと、資金不足となるリスクを回避し、財務基盤の安定化を図ることができる。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資については、PC向けやタブレット向けなど中型液晶の事業拡大に向け、中小型液晶ラインをはじめ総額45,240百万円の設備投資を行った。

なお、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりである。

コンシューマーエレクトロニクスについては10,788百万円、エネルギーソリューションについては1,162百万円及びビジネスソリューションについては4,553百万円並びに電子デバイスについては1,571百万円の投資を行った。これらは生産自動化設備の更新・増強等によるものである。

ディスプレイデバイスについては22,849百万円の投資を行った。これは中小型液晶関連設備を中心とする生産設備の拡充及び増強等によるものである。

全社（共通）については、主に親会社の研究開発部門及び本社の管理・流通部門へ4,317百万円の投資を行った。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成28年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
栃木工場 (栃木県矢板市)	コンシューマー エレクトロ ニクス	生産設備及び 研究開発設備	1,661	170	324 (314)	590	2,747	832
広島工場 (広島県東広島市)	コンシューマー エレクトロ ニクス	生産設備及び 研究開発設備	2,910	281	1,313 (81) [18]	2,014	6,519	1,114
八尾工場 (大阪府八尾市)	コンシューマー エレクトロ ニクス	生産設備及び 研究開発設備	6,325	911	4,460 (130)	872	12,569	1,205
奈良工場 (奈良県大和郡山市)	ビジネス ソリューション	生産設備及び 研究開発設備	4,266	977	1,328 (124) [4]	974	7,546	1,665
葛城工場 (奈良県葛城市)	エネルギー ソリューション	研究開発設備等	812	161	767 (73) [30]	11	1,753	631
堺工場 (堺市堺区)	エネルギー ソリューション 及びディスプレ イデバイス	生産設備等	17,478	10	38,156 (1,261)	12	55,658	346
天理工場 (奈良県天理市)	ディスプレ イデバイス	生産設備及び 研究開発設備	9,924	1,331	1,220 (141)	601	13,078	466
福山工場 (広島県福山市)	電子 デバイス	生産設備及び 研究開発設備	12,439	667	2,502 (205) [32]	550	16,159	1,357
三原工場 (広島県三原市)	電子 デバイス	生産設備及び 研究開発設備	1,861	6	1,694 (89)	3	3,565	281

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
三重工場 (三重県多気町)	ディスプレイ デバイス	生産設備及び 研究開発設備	26,013	739	3,367 (342) [29]	936	31,055	1,528
亀山工場 (三重県亀山市)	コンシューマー エレクトロ ニクス及び ディスプレイ デバイス	生産設備並びに 研究開発設備	56,612	13,493	2,943 (330) [49]	4,939	77,988	1,983
研究開発本部 (奈良県天理市)	全社(共通)	研究開発設備	949	135	464 (68) [36]	264	1,813	843
幕張ビル (千葉市美浜区)	全社(共通)	研究開発設備 及びその他設備	7,487	74	5,510 (16)	529	13,602	176
東京支社 (東京都港区)	全社(共通)	その他設備	526	1	- (-) [1]	91	619	605
物流推進センター他 (大阪府藤井寺市他)	全社(共通)	その他設備	9,398	268	16,731 (296) [1]	3,133	29,532	1,512

(2) 在外子会社

(平成28年3月31日現在)

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
無錫夏普電子元器件有限公司 (中国・無錫)	電子デバイス、 ディスプレイデ バイス	生産設備等	2,026	12,280	- (-) [138]	621	14,927	4,643
シャープ・アプライアンス(タイ ランド)リミテッド (タイ・チャチャンサオ)	コンシューマー エレクトロ ニクス	生産設備等	3,155	4,392	2,116 (315)	1,042	10,705	2,178

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでいない。

- 2 提出会社の土地欄の [] 内は、借用面積を外数で示している。また、在外子会社の土地欄の [] 内は、土地使用権に係る面積及び借用面積を外数で示している。
- 3 帳簿価額は減損損失計上後の金額である。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係)」に記載のとおりである。
- 4 前連結会計年度末に提出会社の主要な設備として記載していた田辺工場及び本社は、当連結会計年度においてエヌ・ティ・ティ都市開発(株)及び(株)ニトリに土地・建物を譲渡している。なお、譲渡先と賃貸借契約を締結し引き続き使用しており、物流推進センター他に含めて記載している。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループにおける2016年度の設備投資計画は、鴻海精密工業グループとの戦略的提携によるシナジー効果などを踏まえ詳細な年度計画を現在策定しており、未定である。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000,000
A種種類株式	200,000
B種種類株式	25,000
計	5,000,000,000

(注) 1 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は5,000,225,000株であり、当社定款に定める発行可能株式総数5,000,000,000株を超過するが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されていない。

2 平成28年6月23日開催の定時株主総会並びに普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会において、新たな株式の種類としてC種種類株式を追加するとともに、当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を各5,000,000,000株増加し、以下のとおりとする定款の変更が行われた。

発行可能株式総数	10,000,000,000株
普通株式	10,000,000,000株
A種種類株式	200,000株
B種種類株式	25,000株
C種種類株式	11,363,636株

ただし、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数の増加にかかる定款変更の効力の発生は、第三者割当の方法による募集株式の発行に係る鴻海精密工業股份有限公司、Foxconn (Far East) Limited、Foxconn Technology Pte. Ltd.及びSIO International Holdings Limitedへの普通株式並びに鴻海精密工業股份有限公司へのC種種類株式による新株発行の全てが発行されることを条件としている。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成28年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,701,214,887	1,701,214,887	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
A種種類株式 (当該種類株式は行使 価額修正条項付新株 予約権付社債券等 である。)	200,000	200,000	非上場	(注) 1、2、3 単元株式数 1株
B種種類株式 (当該種類株式は行使 価額修正条項付新株 予約権付社債券等 である。)	25,000	25,000	非上場	(注) 1、2、4 単元株式数 1株
計	1,701,439,887	1,701,439,887	-	-

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(A種種類株式)

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。
- (2) 取得価額の修正基準及び修正頻度
下記(注)3 4.(3)及び(4)を参照。
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - (a) 取得価額の下限
100円
 - (b) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
2,000,000,000株(下記(注)3 1.(4)に定義されるA種累積未払配当金相当額及び下記(注)3 2.(3)に定義される日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。)
- (4) 当社の決定によるA種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無
下記(注)3 6.を参照。

(B種種類株式)

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。
- (2) 取得価額の修正基準及び修正頻度
下記(注)4 4.(3)及び(4)を参照。
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - (a) 取得価額の下限
100円
 - (b) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
350,000,000株(下記(注)4 1.(4)に定義されるB種累積未払配当金相当額及び下記(注)4 2.(3)に定義される日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。)
- (4) 当社の決定によるB種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無
下記(注)4 5.を参照。

2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(A種種類株式)

- (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項なし。
- (2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項なし。
- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容
該当事項なし。
- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし。
- (5) その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項なし。

(B種種類株式)

- (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし。

- (2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合(以下、「JIS」という。)は、払込期日以降平成30年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、B種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできない。なお、JISが、平成30年6月30日までの間、その保有するB種種類株式の全部又は一部を譲渡又は処分する場合、JISは、予めその相手方をして、上記の普通株式を対価とする取得請求権の行使制限に関する義務を遵守することを当社に対して約させるものとされている。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容

該当事項なし。

- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項なし。

なお、引受契約書において、JISが希望した場合には、当社は、JISが希望する数の当社株式の借株を受けられるよう実務上可能な限り協力することを、JISに誓約している。

- (5) その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項なし。

3 A種種類株式の内容は、以下のとおりである。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)に対し、下記10.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、1,000,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、それぞれの半期事業年度毎に下記算式により算定される年率(以下、「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6か月物) + 2.5%

「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各半期事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下、「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円6か月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters 3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として、インターコンチネンタル取引所(ICE)によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む

場合は366日)として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本(4)において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年毎(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記10.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記10.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成31年7月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下、「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

平成31年7月1日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）。但し、当初取得価額が100円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当該30取引日の間に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成32年1月1日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が当初取得価額の150%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}} \times \text{普通株式1株当たりの時価}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものと

し、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、予め書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (6) 上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」、「下限取得価額」又は「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

- (7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

- (9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

- (1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、平成33年7月1日以降、(a)償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)から、(b)償還請求日において発行済の全てのB種種類株式(当社が有するものを除く。)の数にB種残余財産分配額(下記(注)4 2.(1)に定義される。)を乗じた額を控除した額(以下、「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月1日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、「償還請求日」という。)として、償還請求日の60取引日前までに当社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「償還請求」という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、()A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに()A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」

と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成28年7月1日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、B種種類株式の発行済株式（当社が有するものは除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、() A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに() A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

10. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（下記(注)4 1.(1)に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（下記(注)4 1.(4)に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

12. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

4 B種種類株式の内容は、以下のとおりである。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、配当基準日が平成30年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に、7.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が平成30年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、8.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がB種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が平成30年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.0%の利率で、当該事業年度が平成30年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.0%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、平成27年7月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下、「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、()B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに()B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が下記 乃至 の日に該当するか又はいずれの期間に属するかを区分に応じて、下記 乃至 に定める数値をいう。

平成27年7月1日から平成28年6月30日まで	: 1.05
平成28年7月1日から平成29年6月30日まで	: 1.12
平成29年7月1日から平成30年6月30日まで	: 1.19
平成30年7月1日から平成31年6月30日まで	: 1.26
平成31年7月1日から平成32年6月30日まで	: 1.33
平成32年7月1日以降	: 1.40

(3) 当初取得価額

248.3円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年9月15日及びそれ以降の6か月毎の応当日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」

という。)が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)の90%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が100.0円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が()初回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額(但し、下記(5)の調整を受ける。)、()初回の取得価額修正日以降、第2回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額(但し、下記(5)の調整を受ける。)又は初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)のうち低い方の額、()第2回の取得価額修正日以降においては、当初取得価額(但し、下記(5)の調整を受ける。)、初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)又は第2回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)のうち最も低い額(但し、いずれも下限取得価額を下回らず、かつ、下記(6)の調整を受ける。以下、「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」それぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当

社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{普通株式1株当たりの時価}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、予め書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (9) 普通株式の交付方法
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成28年7月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、() B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに() B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が下記 乃至 の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、下記 乃至 に定める数値をいう。

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで	: 1.12
平成29年7月1日から平成30年6月30日まで	: 1.19
平成30年7月1日から平成31年6月30日まで	: 1.26
平成31年7月1日から平成32年6月30日まで	: 1.33
平成32年7月1日以降	: 1.40

6. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金（上記(注)3 1.(1)に定義される。）、A種累積未払配当金相当額（上記(注)3 1.(4)に定義される。）、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年12月27日 (注) 1	30,120	1,140,819	2,469	207,145	2,469	263,885
平成25年3月28日 (注) 2	35,804	1,176,623	5,191	212,336	5,191	269,076
平成25年6月24日 (注) 3	11,868	1,188,491	2,978	215,315	2,978	272,055
平成25年6月28日 (注) 4	-	1,188,491	162,336	52,978	256,576	15,478
平成25年10月15日 (注) 5	408,000	1,596,491	54,541	107,520	54,541	70,020
平成25年10月22日 (注) 6	62,723	1,659,214	8,749	116,270	8,749	78,770
平成25年11月12日 (注) 7	42,000	1,701,214	5,614	121,884	5,614	84,384
平成27年6月30日 (注) 8	225	1,701,439	112,500	234,384	112,500	196,884
平成27年6月30日 (注) 9	-	1,701,439	233,884	500	196,759	125

- (注) 1 有償第三者割当 発行価格164円 資本組入額 82円
割当先 QUALCOMM INCORPORATED
- 2 有償第三者割当 発行価格290円 資本組入額145円
割当先 サムスン電子ジャパン(株)
- 3 有償第三者割当 発行価格502円 資本組入額251円
割当先 QUALCOMM INCORPORATED
- 4 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、会社法第452条の規定に基づき振替計上後のその他資本剰余金426,015百万円のうち414,448百万円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当したものである。
- 5 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集(グローバルオファリング))
発行価格279円 発行価額267.36円 資本組入額133.68円
- 6 有償第三者割当 発行価格279円 資本組入額139.5円
割当先 (株)デンソー 8,960千株、(株)マキタ 35,842千株、(株)L I X I L 17,921千株
- 7 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格267.36円 資本組入額133.68円
割当先 野村證券(株)
- 8 有償第三者割当
A 種類株式 発行価格1,000,000円 資本組入額500,000円
割当先 (株)みずほ銀行 100,000株、(株)三菱東京UFJ銀行 100,000株
B 種類株式 発行価格1,000,000円 資本組入額500,000円
割当先 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合
25,000株
- 9 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替え、会社法第452条の規定に基づき振替計上後のその他資本剰余金442,205百万円のうち219,780百万円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当したものである。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

(平成28年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	55	40	1,311	370	293	200,202	202,271	-
所有株式数(単元)	-	438,048	14,257	139,982	205,693	1,828	895,909	1,695,717	5,497,887
所有株式数の割合(%)	-	25.83	0.84	8.26	12.13	0.11	52.83	100.00	-

(注) 1 自己株式10,536,390株は、「個人その他」の欄に10,536単元、「単元未満株式の状況」の欄に390株をそれぞれ含めて表示している。

2 証券保管振替機構名義の株式8,000株は、「その他の法人」の欄に8単元を含めて表示している。

3 金融機関の所有株式数には、投資信託・年金信託に係る株式47,494単元が含まれている。

A種種類株式

(平成28年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(単元)	-	200,000	-	-	-	-	-	200,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

B種種類株式

(平成28年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	25,000	-	-	-	25,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(7)【大株主の状況】

(平成28年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	47,317	2.78
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	45,781	2.69
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	42,010	2.47
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	41,778	2.46
(株)マキタ	愛知県安城市住吉町三丁目11番8号	35,842	2.11
サムスン電子ジャパン(株)	東京都千代田区九段北四丁目2番1号	35,804	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	31,317	1.84
シャープ従業員持株会	大阪市阿倍野区長池町22番22号	29,807	1.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	26,395	1.55
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	TAUNUSANLAGE 12, 60262 FRANKFURT, GERMANY (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	26,279	1.54
計	-	362,332	21.30

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)の所有株式数は信託業務に係るものである。
 2 (株)みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した株式が6,000千株ある。
 3 平成27年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ドイツ証券(株)及びその共同保有者が平成27年11月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていない。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合(%)
ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London)	55,459	3.26
ドイツ証券(株)	23,459	1.38
ドイチェ バンク セキュリティーズ インク (Deutsche Bank Securities Inc.)	17	0.00
計	78,935	4.64

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

(平成28年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	47,317	2.81
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田丸の内二丁目1番1号	45,781	2.72
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	41,910	2.49
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	41,678	2.47
(株)マキタ	愛知県安城市住吉町三丁目11番8号	35,842	2.13
サムスン電子ジャパン(株)	東京都千代田区九段北四丁目2番1号	35,804	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	31,317	1.86
シャープ従業員持株会	大阪市阿倍野区長池町22番22号	29,807	1.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	26,395	1.57
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	TAUNUSANLAGE 12, 60262 FRANKFURT, GERMANY (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	26,279	1.56
計	-	362,130	21.49

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成28年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種類株式 200,000 B種類株式 25,000	-	(1)株式の総数等に記載の通り
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,536,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 75,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,685,106,000	1,685,106	-
単元未満株式	普通株式 5,497,887	-	-
発行済株式総数	1,701,439,887	-	-
総株主の議決権	-	1,685,106	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,000株含まれている。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が8個含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が390株含まれている。

【自己株式等】

(平成28年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) シャープ(株)	大阪市阿倍野区長池町 22番22号	10,536,000	-	10,536,000	0.62
(相互保有株式) カンタツ(株)	栃木県矢板市片岡 1150番地23	65,000	-	65,000	0.00
シャープタカヤ電子工業(株)	岡山県浅口郡里庄町大字 里見3121番地の1	10,000	-	10,000	0.00
計	-	10,611,000	-	10,611,000	0.62

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用している。当該制度の内容は次のとおりである。

(平成28年6月23日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成28年6月23日定時株主総会において決議されたものである。

決議年月日	平成28年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役(社外取締役を除く。)、執行役員及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	192,000,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日の2年後の応当日から7年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 株式の数

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勧告の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使時の払込金額

各新株予約権の行使時の払込金額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の終

値（いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権が50個を超える場合は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

- ）割当日からその2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
- ）割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%又は新株予約権50個のいずれか多い方の個数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- ）割当日の3年後の応当日から割当日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の80%又は新株予約権50個のいずれか多い方の個数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- ）割当日の4年後の応当日から割当日の7年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

その他詳細・条件は取締役会において決定するものとする。

4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数：

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類：

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数：

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

新株予約権の権利行使期間：

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限：

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要する。

新株予約権の行使条件及び取得事由等：

前記「新株予約権の行使条件」及び後記「新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

5 新株予約権の取得事由及び条件

次のいずれかに該当する場合、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会）で承認された場合

新株予約権者が権利行使をする前に前記「新株予約権の行使条件」に該当しなくなった場合
新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	57,455	9
当期間における取得自己株式	3,140	0

（注） 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求に基づき売り渡した取得自己株式)	2,010	2	-	-
保有自己株式数	10,536,390	-	10,539,530	-

(注) 1 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求に基づき売り渡した取得自己株式)」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれていない。

2 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含まれていない。

3 【配当政策】

当社は、株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、長期的な視点に立って、株主各位に対する利益還元に取り組んでいく方針である。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回行うことを基本的な方針としており、これら配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である。

当事業年度は、個別決算において繰越利益剰余金が欠損の状況であることから、以上の方針に基づき、中間配当及び期末配当を無配とさせていただいた。

なお、当社は、取締役会決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる旨を、定款で定めている。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	842	607	633	341	289
最低(円)	467	142	234	219	108

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部による。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年 10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
最高(円)	154	180	140	151	186	167
最低(円)	132	119	108	108	125	123

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部による。

5【役員の状況】

男性 10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役社長		高橋 興三	昭和29年 8月20日生	昭和55年4月 当社入社 平成20年9月 執行役員 健康・環境システム 事業本部長 平成22年4月 常務執行役員 米州本部長 平成24年4月 副社長執行役員 営業担当兼海 外事業本部長 平成24年6月 代表取締役兼副社長執行役員 営業担当兼海外事業本部長 平成25年6月 代表取締役 取締役社長 (現在 に至る)	(注)4	35
代表取締役 兼副社長 執行役員	経営企画 本部長兼 経理・財務 本部長 兼東京支 社社長	野村 勝明	昭和32年 2月7日生	昭和56年4月 当社入社 平成21年10月 A Vシステム管理本部長 平成22年4月 執行役員経理本部長 平成22年6月 取締役兼執行役員経理本部長 平成23年10月 取締役兼常務執行役員経営戦略 統轄兼経理本部長 平成24年4月 取締役兼執行役員大型液晶事業 本部副本部長 平成24年6月 シャープディスプレイプロダク ト(株) (現:堺ディスプレイプロ ダクト(株)) 代表取締役会長 (平 成28年4月より取締役会長、平 成28年6月退任) 平成28年4月 当社副社長執行役員経理・財務 本部長 平成28年6月 代表取締役兼副社長執行役員兼 経営企画本部長兼経理・財務本 部長兼東京支社長 (現在に至 る)	(注)4	16
取締役 兼専務 執行役員	コン シュー マー エレクト ロニクス カンパ ニー社長	長谷川 祥典	昭和30年 4月19日生	昭和55年4月 当社入社 平成17年6月 取締役 通信システム事業本部 長 平成19年4月 常務取締役 通信システム事業 本部長 平成20年6月 常務執行役員 通信システム事 業本部長 平成21年4月 常務執行役員 モバイル液晶事 業本部長 平成22年4月 常務執行役員 液晶事業統轄兼 液晶事業本部長 平成25年4月 常務執行役員 通信システム事 業統轄兼通信システム事業本部 長 平成27年6月 代表取締役兼専務執行役員 コ ンシューマーエレクトロニクス 事業統轄 平成27年10月 代表取締役兼専務執行役員 コ ンシューマーエレクトロニクス カンパニー社長 平成28年6月 取締役兼専務執行役員 コ ンシューマーエレクトロニクス カンパニー社長 (現在に至る)	(注)4	54

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役 兼常務 執行役員	コンシューマーエレクトロニクスカンパニーEVP 兼健康・環境システム事業本部長	沖 津 雅 浩	昭和32年 8月3日生	昭和55年4月 平成17年10月 平成21年3月 平成22年10月 平成23年10月 平成25年4月 平成27年10月 平成28年6月	当社入社 上海夏普電器有限公司総経理 当社健康・環境システム事業本部ランドリーシステム事業部長 健康・環境システム事業本部空調システム事業部長 健康・環境システム事業本部副本部長兼空調システム事業部長 執行役員健康・環境事業統轄兼健康・環境システム事業本部長 執行役員コンシューマーエレクトロニクスカンパニーカンパニーEVP兼健康・環境システム事業本部長 取締役兼常務執行役員コンシューマーエレクトロニクスカンパニーカンパニーEVP兼健康・環境システム事業本部長(現在に至る)	(注)4	27
取締役		中 矢 一 也	昭和31年 9月14日生	平成18年6月 平成20年6月 平成21年4月 平成24年6月 平成26年4月 平成27年10月 平成28年4月 平成28年6月	パナソニック四国エレクトロニクス(株)(現:パナソニックヘルスケア(株))取締役ストレージ事業部長 同常務取締役デバイス事業グループ長 同代表取締役常務 全社事業担当、経営企画・広報担当兼ロボット事業化プロジェクトリーダー 同代表取締役専務 全社事業担当、経営企画・広報担当 パナソニックヘルスケアホールディングス(株)執行役員 パナソニックヘルスケア(株)代表取締役専務執行役員最高技術責任者(CTO) コニカミノルタ(株)事業開発本部顧問 同開発統括本部顧問(現在に至る) 当社取締役(現在に至る)	(注)4	2
取締役		石 田 佳 久	昭和34年 11月5日生	平成18年6月 平成23年9月 平成27年7月 平成27年9月 平成27年11月 平成28年6月	ソニー(株)業務執行役員SVP Sony Ericsson Mobile Communications AB(現ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)) Deputy CEO 兼 EVP、取締役 楽天(株)コンサルタント(平成28年5月契約終了) SILK LABS アドバイザー(現在に至る) エルジーディスプレイジャパン(株)コンサルタント(平成28年6月契約終了) 当社取締役(現在に至る)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)	
常勤監査役		西尾 裕次郎	昭和31年 12月1日生	昭和54年4月 平成19年9月 平成21年3月 平成22年4月 平成24年8月 平成25年4月 平成26年4月 平成26年6月	当社入社 経理本部副本部長兼経理部長 広報室長 海外企画本部長 ITシステム推進センター所長 コーポレート統括本部SCM統 轄兼ITシステム戦略部長 コーポレート統括本部経営企画 部参与 常勤監査役(現在に至る)	(注)5	7	
常勤監査役		藤井 修造	昭和32年 6月4日生	昭和55年4月 平成14年4月 平成21年4月 平成23年6月 平成25年1月 平成25年4月 平成27年4月 平成27年6月	(株)富士銀行入行 (株)みずほ銀行成城支店長 同執行役員難波支店長 みずほインベスターズ証券(株)取 締役副社長 みずほ証券(株)常務取締役兼常務 執行役員IB業務推進グループ 長、銀行・信託連携推進部担当 (株)みずほフィナンシャルグルー プ常務執行役員事業法人ユニッ ト副担当役員 みずほ証券(株)常務執行役員国内 営業部門副部門長IB業務推進 グループ長、銀行・信託連携推 進部担当 みずほ証券(株)理事 当社入社 経営企画本部理事 常勤監査役(現在に至る)	(注)6	-	
監査役		奥村 萬壽雄	昭和22年 11月8日生	平成13年5月 平成14年8月 平成16年1月 平成18年3月 平成23年6月 平成25年6月	大阪府警察本部長 警察庁警備局長 警視總監 財団法人(現一般財団法人)全 日本交通安全協会理事長 当社監査役(現在に至る) 公益財団法人日本道路交通情報 センター理事長(現在に至る)	(注)6	27	
監査役		須田 徹	昭和21年 9月2日生	昭和44年4月 昭和47年4月 平成2年6月 平成8年2月 平成14年5月 平成21年2月 平成27年6月 平成27年12月	等松・青木監査法人(現有限責 任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 勝島敏明税理士事務所パート ナー 税理士登録 税理士法人トーマツ理事長 須田徹公認会計士・税理士事務 所設立(現在に至る) 当社監査役(現在に至る) スリーフィールズ合同会社代表 社員(現在に至る)	(注)6	36	
計								207

- (注) 1 上記のほか、戴 正呉、劉 揚偉、中川威雄、高山俊明の4氏が、平成28年6月23日開催の定時株主総会において取締役を選任されているが、その選任の効力は、第三者割当による募集株式の発行に係る鴻海精密工業股份有限公司、Foxconn (Far East) Limited、Foxconn Technology Pte. Ltd.及びSIO International Holdings Limitedからの払込みを条件として生じることとされている。
- 2 取締役 中矢一也、取締役 石田佳久の2氏は、社外取締役である。
- 3 監査役 奥村萬壽雄、監査役 須田 徹の2氏は、社外監査役である。
- 4 各取締役の任期は、平成28年6月23日開催の定時株主総会で選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。ただし、高橋興三氏は鴻海精密工業股份有限公司等4社からの払込完了後、辞任により退任予定である。

- 5 常勤監査役 西尾裕次郎氏の任期は、平成26年6月25日開催の定時株主総会で選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- 6 常勤監査役 藤井修造、監査役 奥村萬壽雄、監査役 須田 徹の3氏の任期は、平成27年6月23日開催の定時株主総会で選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
- 7 当社は、業務執行体制を強化するため、執行役員制度を導入している。
 執行役員は24名で、構成は以下のとおりである。

役名	氏名	担当
社長	高 橋 興 三	
副社長執行役員	野 村 勝 明	経営企画本部長 兼 経理・財務本部長 兼 東京支社長
専務執行役員	長谷川 祥 典	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー社長
常務執行役員	橋 本 仁 宏	経営管理本部長
常務執行役員	藤 本 俊 彦	協業推進担当
常務執行役員	向 井 和 司	ビジネスソリューションカンパニー社長 兼 シャープビジネスソリューション株式会社取締役会長
常務執行役員	伊 藤 ゆみ子	法務担当
常務執行役員	森 谷 和 弘	電子デバイスカンパニー社長
常務執行役員	桶 谷 大 亥	ディスプレイデバイスカンパニー社長
常務執行役員	沖 津 雅 浩	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニーEVP 兼 健康・環境システム事業本部長
執行役員	谷 口 信 之	品質・環境担当
執行役員	新 晶	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニーEVP 兼 海外マーケティング統轄部長 兼 シャープ・エレクトロニクス・マレーシア取締役会長
執行役員	種 谷 元 隆	研究開発本部長
執行役員	大 澤 敏 志	シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション取締役会長 兼 社長
執行役員	榊 原 聡	経理・財務本部 経理・財務担当
執行役員	今 矢 明 彦	中国代表 兼 夏普(中国)投資有限公司董事長 兼 総経理 兼 夏普商貿(中国)有限公司董事長
執行役員	深 堀 昭 吾	経営管理本部 人づくり担当
執行役員	佐々岡 浩	エネルギーソリューションカンパニー社長
執行役員	和 田 正 一	ディスプレイデバイスカンパニー副社長
執行役員	宮 永 良 一	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニーEVP 兼 国内マーケティング統轄部長
執行役員	小 谷 健 一	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニーEVP 兼 デジタル情報家電事業本部長
執行役員	福 井 博 之	経営企画本部 経営戦略担当 兼 経営企画部長
執行役員	川 口 登 史	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニーEVP 兼 通信システム事業本部長
執行役員	小 坂 祥 夫	構造改革実行本部長

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念の一節に掲げている「株主、取引先をはじめ、全ての協力者との相互繁栄を期す」という考えの下、「透明性」「客観性」「健全性」を確保した迅速かつ確な経営により、企業価値の最大化を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としている。こうした考えから、社会・経済動向や経営等の分野に関する高い見識や豊富な経験を有する社外取締役を選任し、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督機能を強化している。一方、業務執行については、執行役員制度の導入により、監督・意思決定機能と業務執行機能を分離することで、迅速かつ効率的な業務執行を着実に遂行できる体制を構築している。さらに、2015年10月からカンパニー制を導入し、コーポレートによる統制の強化と、各カンパニーの自律性の確立を両立することにより、規律あるスピード経営の実現を目指している。また、監査役及び監査役会については、独立性を有する社外監査役の選任により、経営への監視・牽制機能を強化するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでいる。加えて、全ての取締役、監査役、執行役員及び従業員のコンプライアンス意識の高揚を図るため、具体的な行動指針として「シャープグループ企業行動憲章」を制定し、浸透に取り組んでいる。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況を監督しており、原則毎月開催している。また、経営の機動性及び柔軟性の向上と事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役任期を1年にしている。

取締役会の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置し、内部統制及び内部監査に関する基本方針・整備・運用の状況等を審議し、取締役会に報告又は付議すべき事項を決定している。

このほか、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設け、指名委員会は取締役会に対して取締役候補者の推薦及び執行役員候補者の推薦を行い、報酬委員会は取締役会の委任を受け取締役に対する報酬及び賞与の額を決定し、執行役員規程の定めに従い、執行役員に対する報酬及び賞与の額を決定している。なお、コーポレート・ガバナンスの強化策として、各委員会の構成員4名のうち、半数以上の2名を独立社外取締役とするとともに、各委員長は独立社外取締役を任用している。

取締役会のほかに、全社的な経営及び業務運営に関する重要な事項について討議・報告する機関として経営戦略会議を設置し、原則週1回開催し、経営の迅速な意思確認を行っている。

買収防衛策において、当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び外部の有識者の中から選任される3名以上の委員により構成される特別委員会による勧告を最大限尊重することとしている。

内部監査部門として、業務執行部門からの独立性を保つため、社長直轄組織下に「総合監査部」を設置し、業務執行の適正性及び経営の妥当性、効率性の監査を通じて、業務・経営改善の具体的な提言を行い、経営効率の向上及び内部統制システムの充実を図っている。

業務執行に関するリスク管理については、「CSR推進部」においてBRM（ビジネスリスクマネジメント）を推進しており、関連部門と密接に連携して、当社グループのリスクの予防と発生した場合の迅速な対応を進めている。

当社の会計監査人は、第123期からPwCあらた監査法人へと変更している。第122期の会計監査人である有限責任あずさ監査法人からは、会計監査を通じて、業務上の改善につながる提案を受けており、PwCあらた監査法人からも同様に提案を受けることとなっている。

ロ．当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行を監視する取締役会、取締役の職務執行を監査する監査役会、監督・意思決定機能と業務執行機能を分離した執行役員制度によるコーポレート・ガバナンス体制を構築している。これに加え、複数の独立社外取締役を選任することとしており、任意に設ける指名委員会及び報酬委員会の半数以上の委員を独立社外取締役とし、うち1名を委員長とするなど、独立社外取締役の有効な活用を図り、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督機能を強化している。これらにより、経営の透明性や客観性、健全性が十分確保されたコーポレート・ガバナンス体制であると考えている。今後も、経営環境の変化に柔軟に対応し、最適なコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでいく。

八．内部統制システムの整備の状況

会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりである。

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会における審議・決定又は報告を通じ、取締役の職務執行を相互に監督するとともに、監査役による監査を受ける。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存、管理する。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度のもと、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。取締役のうち複数名は社外取締役とし、取締役及び執行役員の推薦・報酬は、独立性のある社外取締役が半数以上を占める任意の「指名委員会」・「報酬委員会」が決定する。なお、両委員会の委員長は、独立性のある社外取締役が務める。

・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント要綱」に基づいて、「CSR・コンプライアンス委員会」を設置し、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応する。また、緊急事態の発生に際して、「緊急時対応要綱」に基づき、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。シャープグループ事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築する。

・当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、自主管理・自主責任を尊重して経営の機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。シャープグループとしての損失の危険を回避するための体制、及び子会社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

・監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室に専任の従業員（監査役スタッフ）を置き、監査役の指示による調査の権限を認める。監査役スタッフの人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得る。

・取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役への報告基準を定め、重要事項（グループ各社に係る事項及び内部通報制度に係る事項を含む）等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査役が当社又はグループ各社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。監査役へ報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
複数の独立性のある社外監査役を選任し、監査役及び監査役会は独立した機関として取締役の職務の執行を監査する。取締役、執行役員及び従業員は、監査役会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。
監査役から職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求があったときは、その職務執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

なお、本内容については、当社グループの適法・適正かつ効率的な事業活動の遂行をより確保するため、平成27年10月30日に開催した取締役会において決議した。

二．リスク管理体制の整備の状況

当社は、多種多様なリスクの予防・発見・対応を全社的視点から実施するリスクマネジメント体制を構築するとともに、ステークホルダーに対し迅速かつ適切な情報開示ができるよう、社内のリスク情報を正確に把握し、関係者で情報共有できる管理体制の整備を推進するために、「ビジネスリスクマネジメント要綱」を定め、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応している。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

イ．組織、人員等の状況

内部監査部門として、総合監査部を設置し、21名のスタッフにて、業務執行の適正性及び経営の妥当性、効率性等の監査を通じて、業務改善の具体的な提言を行い、内部統制の充実を図っている。

監査役監査については、経理・法務等の専門知識を備えた専任の従業員により構成される部門を設け、監査役をサポートしている。監査役会は4名の監査役で構成されており、うち2名が社外監査役である。監査役のうち2名は、財務・会計に関する相当程度の知見を有している。また、各監査役は、代表取締役、取締役、執行役員及び会計監査人、さらには内部監査部門長等と定期的に意見交換を行い、業務執行の適法化・適正化・効率化に努めている。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、後藤研了、原田大輔、前田俊之、俣野広行の4名であり、有限責任 あずさ監査法人に所属している。また、当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士16名、その他20名である。

ロ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人と、監査体制、監査計画、監査実施状況、会計監査人の職務の遂行に関する事項、会計監査人の報酬等、監査の過程で発見した重大な事実、その他監査上必要と思われる事項について、定期的又は随時に情報・意見交換を行っている。また、内部監査部門は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行っている。

監査役は、内部監査部門の監査報告書を受領するとともに、定期的又は随時に内部監査の状況と結果の説明を受けるなど、情報・意見交換を行っている。

総合監査部長は、内部統制委員会メンバーとして審議に参加している。常勤監査役は、同委員会に出席し、審議内容の状況を把握している。また、会計監査人も必要に応じて同委員会に出席している。

社外取締役及び社外監査役の状況

イ．員数

社外取締役は2名、社外監査役は2名である。

ロ．社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況に関する考え方は次のとおりである。

社外取締役及び社外監査役の独立性の基準として「社外役員の独立性判断基準」(注)を定めており、各々の専門分野や経営に関する豊富な知識、経験等に基づき、客観的又は専門的な視点で監督及び監査といった機能、役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任している。

(注) 詳細については、当社ホームページを参照。

<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/governance/policy/>

社外取締役

中矢一也氏

長年にわたりエンジニアとしてシステム開発等に従事し、また、総合電機メーカーのグループ会社において経営に携わってこられた経験を活かした幅広い見地から、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるものと考えている。なお、同氏は、当社の取引先であるパナソニックヘルスケア(株)の代表取締役専務執行役員を務めていた。同社と当社との間には取引があるが、取引金額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断している。

石田佳久氏

長年にわたり総合電機メーカーにおいて経営に携わってきた経験を活かした幅広い見地から、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるものと考えている。なお、同氏は、ソニー(株)の業務執行役員及びソニーモバイルコミュニケーションズ(株)の取締役を務めていた。両社と当社との間には取引があるが、取引金額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断している。

社外監査役

奥村萬壽雄氏

警察関係での豊富な経験を活かし、幅広い見地から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監視・検証などの期待される役割を果たすため、社外監査役に選任している。また、同氏は、客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の監査を行っている。

須田徹氏

公認会計士及び税理士としての豊富な経験を活かし、専門的な見地から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監視・検証などの期待される役割を果たすため、社外監査役に選任している。また、同氏は、客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の監査を行っている。

ハ．社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席することにより、内部統制委員会の審議状況等の状況を把握し、監督機能の役割を果たす。社外監査役については に記載のとおりである。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	213	213	-	11
監査役 (社外監査役を除く。)	42	42	-	3
社外役員	72	72	-	9

(注) 上記には、平成27年6月23日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役2名(うち社外監査役1名)への当事業年度分の報酬等を含んでいる。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していない。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

月額報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額(取締役:月額6,000万円以内、監査役:月額650万円以内)の範囲内において決定する。各取締役の月額報酬は、業績、リスクの大きさ等を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の月額報酬は、監査役の協議により決定する。賞与については、定時株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの支給総額について承認いただいた上で、各取締役の賞与額は、個人の営業成績や貢献度を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の賞与額は、監査役の協議により決定する。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 68銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 54,845百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
積水ハウス(株)	4,529,000	7,794	取引関係の維持、強化のため保有
大和ハウス工業(株)	2,202,000	5,251	取引関係の維持、強化のため保有
積水化学工業(株)	3,218,000	5,058	取引関係の維持、強化のため保有
凸版印刷(株)	3,290,000	2,974	取引関係の維持、強化のため保有
瑞智精密股份有限公司	22,771,289	2,711	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ヤマダ電機	2,340,000	1,179	取引関係の維持、強化のため保有
上新電機(株)	1,085,000	1,063	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ケースホールディングス	245,748	938	取引関係の維持、強化のため保有
大日本印刷(株)	702,000	831	取引関係の維持、強化のため保有
任天堂(株)	38,800	605	取引関係の維持、強化のため保有
田淵電機(株)	326,500	431	取引関係の維持、強化のため保有
(株)エディオン	420,860	395	取引関係の維持、強化のため保有
ネオス(株)	360,000	243	取引関係の維持、強化のため保有
(株)スカパーJ S A Tホールディングス	200,000	149	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ベスト電器	722,500	104	取引関係の維持、強化のため保有
(株)フォーパル	60,000	99	取引関係の維持、強化のため保有
(株)山善	100,000	97	取引関係の維持、強化のため保有
日本BS放送(株)	64,000	79	取引関係の維持、強化のため保有
(株)大塚商会	15,000	77	取引関係の維持、強化のため保有
天昇電気工業(株)	500,000	77	取引関係の維持、強化のため保有
日本電信電話(株)	10,200	76	取引関係の維持、強化のため保有

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)日新	49,000	15	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ミスターマックス	33,400	9	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ファミリーマート	1,700	8	取引関係の維持、強化のため保有

(当事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
積水ハウス(株)	4,529,000	8,691	取引関係の維持、強化のため保有
大和ハウス工業(株)	2,202,000	7,000	取引関係の維持、強化のため保有
積水化学工業(株)	3,218,000	4,328	取引関係の維持、強化のため保有
凸版印刷(株)	3,290,000	3,197	取引関係の維持、強化のため保有
瑞智精密股份有限公司	22,771,289	2,116	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ヤマダ電機	2,340,000	1,347	取引関係の維持、強化のため保有
上新電機(株)	1,085,000	964	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ケーブホールディングス	245,748	961	取引関係の維持、強化のため保有
大日本印刷(株)	702,000	724	取引関係の維持、強化のため保有
任天堂(株)	38,800	626	取引関係の維持、強化のため保有
(株)エディオン	420,860	374	取引関係の維持、強化のため保有
ネオス(株)	360,000	186	取引関係の維持、強化のため保有
田淵電機(株)	326,500	169	取引関係の維持、強化のため保有
(株)スカパーJ S A Tホールディングス	200,000	133	取引関係の維持、強化のため保有
日本電信電話(株)	20,400	99	取引関係の維持、強化のため保有
(株)山善	100,000	91	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ベスト電器	722,500	87	取引関係の維持、強化のため保有
(株)大塚商会	15,000	85	取引関係の維持、強化のため保有
天昇電気工業(株)	500,000	82	取引関係の維持、強化のため保有
(株)フォーバル	120,000	81	取引関係の維持、強化のため保有
日本BS放送(株)	64,000	67	取引関係の維持、強化のため保有

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)日新	49,000	14	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ファミリーマート	1,700	9	取引関係の維持、強化のため保有
(株)ミスターマックス	33,400	9	取引関係の維持、強化のため保有

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び全監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額である。

取締役の員数

当社の取締役は、20名以内とする旨定款に定めている。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めている。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。

中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨定款に定めている。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

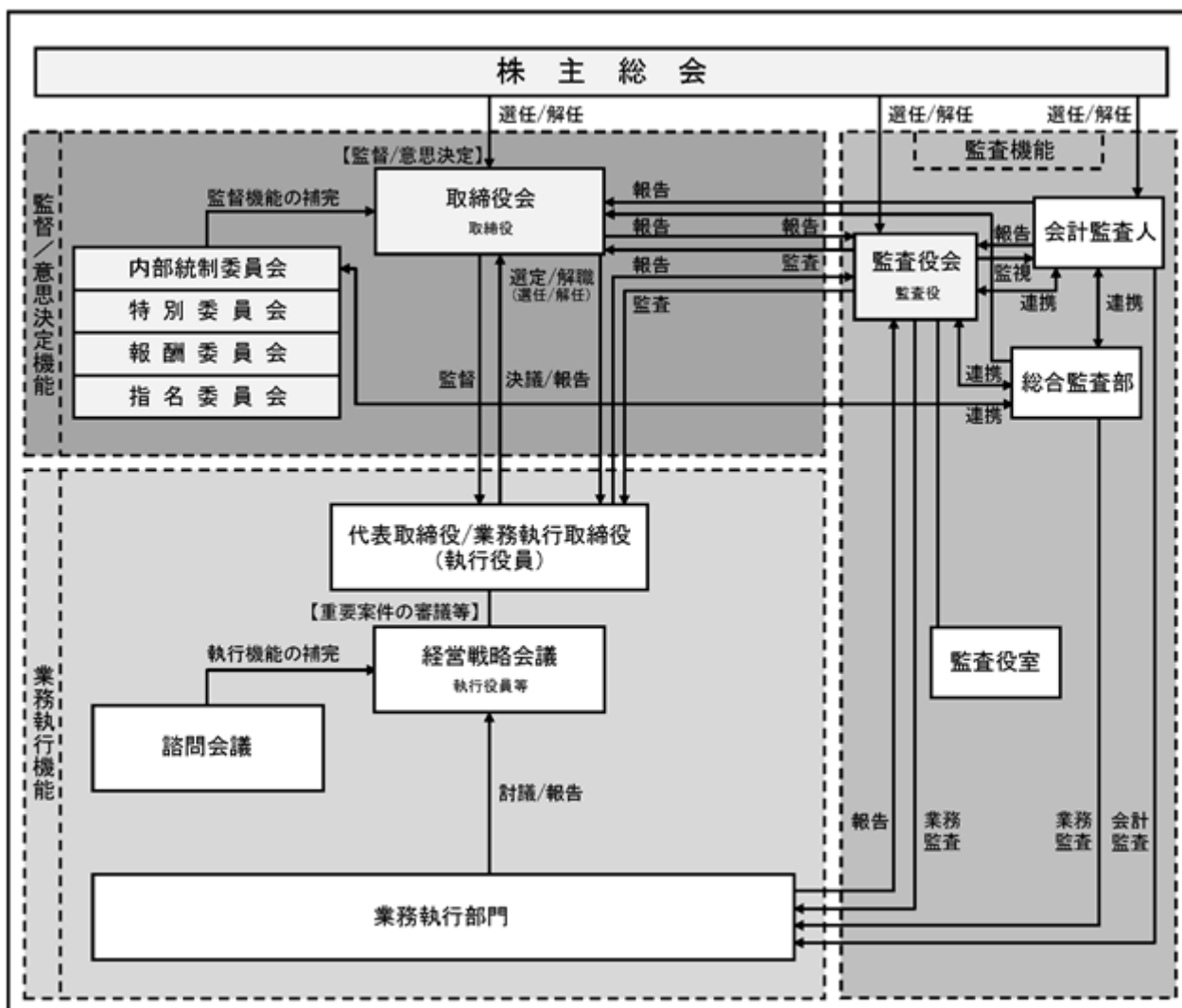
取締役の責任免除

当社は、取締役として期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。

監査役の責任免除

当社は、監査役として期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。

平成28年6月23日現在、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりである。



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	316	4	303	-
連結子会社	76	1	58	-
計	392	5	361	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるシャープ・エレクトロニクス・コーポレーション他は、当社の監査公認会計士等と同一のKPMGネットワークに属している監査法人に対して、681百万円の監査証明業務に基づく報酬がある。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるシャープ・エレクトロニクス・コーポレーション他は、当社の監査公認会計士等と同一のKPMGネットワークに属している監査法人に対して、641百万円の監査証明業務に基づく報酬がある。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、各種会計業務に関するアドバイザリー業務等である。

(当連結会計年度)

該当事項なし。

【監査報酬の決定方針】

当社における監査報酬の決定については、事業規模及び業務の特性等を勘案した監査計画に基づき算定した報酬金額について、監査役会の同意を得て決定している。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けている。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の行う「有価証券報告書作成上の留意点」のセミナー等に参加している。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 258,493	3 275,399
受取手形及び売掛金	3 414,014	3 287,271
たな卸資産	2, 3 338,300	2, 3 184,313
未収入金	3 195,711	3 148,111
その他	96,731	76,214
貸倒引当金	4,054	5,349
流動資産合計	1,299,195	965,959
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3 658,741	3 643,926
機械装置及び運搬具	3 1,278,026	3 1,244,065
工具、器具及び備品	3 308,651	3 275,678
土地	3 87,619	3 85,352
その他	84,997	62,302
減価償却累計額	2,017,442	1,960,118
有形固定資産合計	400,592	351,205
無形固定資産		
工業所有権	1,484	450
ソフトウェア	32,369	34,282
その他	8,631	6,908
無形固定資産合計	42,484	41,640
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 3 167,795	1, 3 166,427
退職給付に係る資産	-	2,221
繰延税金資産	18,961	16,066
その他	33,741	29,355
貸倒引当金	942	2,259
投資その他の資産合計	219,555	211,810
固定資産合計	662,631	604,655
繰延資産		
社債発行費	83	58
繰延資産合計	83	58
資産合計	1,961,909	1,570,672

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	334,545	212,556
電子記録債務	89,338	66,131
短期借入金	3 840,026	3 612,593
1年内償還予定の社債	-	20,000
未払費用	178,905	138,470
預り金	12,491	110,890
賞与引当金	15,230	12,614
製品保証引当金	17,483	18,718
販売促進引当金	-	26,120
事業構造改革引当金	9,522	7,786
買付契約評価引当金	54,655	57,124
その他	134,759	91,860
流動負債合計	1,686,954	1,374,862
固定負債		
社債	60,000	40,000
長期借入金	3 53,470	40,251
退職給付に係る負債	85,277	117,341
その他	31,693	29,429
固定負債合計	230,440	227,021
負債合計	1,917,394	1,601,883
純資産の部		
株主資本		
資本金	121,885	500
資本剰余金	95,945	222,457
利益剰余金	87,448	123,644
自己株式	13,893	13,899
株主資本合計	116,489	85,414
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,569	11,634
繰延ヘッジ損益	780	843
為替換算調整勘定	18,106	38,456
退職給付に係る調整累計額	79,566	100,799
その他の包括利益累計額合計	86,323	128,464
非支配株主持分	14,349	11,839
純資産合計	44,515	31,211
負債純資産合計	1,961,909	1,570,672

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	2,786,256	2,461,589
売上原価	1, 3 2,397,749	1, 3 2,228,277
売上総利益	388,507	233,312
販売費及び一般管理費	2, 3 436,572	2, 3 395,279
営業損失()	48,065	161,967
営業外収益		
受取利息	1,669	912
固定資産賃貸料	4,288	3,808
為替差益	-	4,981
持分法による投資利益	5,536	1,493
その他	10,688	9,992
営業外収益合計	22,181	21,186
営業外費用		
支払利息	23,182	18,721
その他	47,460	32,958
営業外費用合計	70,642	51,679
経常損失()	96,526	192,460
特別利益		
固定資産売却益	4 11,119	4 15,954
投資有価証券売却益	22,946	1,939
訴訟損失引当金戻入額	19,234	2,046
受取和解金	-	8,490
特別利益合計	53,299	28,429
特別損失		
固定資産除売却損	5 2,795	5 1,990
減損損失	6 104,015	6 24,748
投資有価証券評価損	622	125
投資有価証券売却損	414	-
事業構造改革費用	7 21,239	7 38,165
訴訟損失引当金繰入額	2,140	2,038
解決金	8 14,382	-
関係会社清算損	-	25
特別損失合計	145,607	67,091
税金等調整前当期純損失()	188,834	231,122
法人税、住民税及び事業税	27,179	18,401
法人税等調整額	4,234	3,663
法人税等合計	31,413	22,064
当期純損失()	220,247	253,186
非支配株主に帰属する当期純利益	2,100	2,786
親会社株主に帰属する当期純損失()	222,347	255,972

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純損失()	220,247	253,186
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,715	1,066
繰延ヘッジ損益	941	1,623
為替換算調整勘定	24,293	21,393
退職給付に係る調整額	29,776	21,227
持分法適用会社に対する持分相当額	461	351
その他の包括利益合計	1 59,186	1 43,528
包括利益	161,061	296,714
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	164,776	298,114
非支配株主に係る包括利益	3,715	1,400

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	121,885	95,950	135,096	13,889	339,042
会計方針の変更による 累積的影響額			197		197
会計方針の変更を反映した 当期首残高	121,885	95,950	134,899	13,889	338,845
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			222,347		222,347
自己株式の取得				10	10
自己株式の処分		5		6	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	5	222,347	4	222,356
当期末残高	121,885	95,945	87,448	13,893	116,489

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,851	160	41,206	109,367	143,882	12,013	207,173
会計方針の変更による 累積的影響額							197
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,851	160	41,206	109,367	143,882	12,013	206,976
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）							222,347
自己株式の取得							10
自己株式の処分							1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,718	940	23,100	29,801	57,559	2,336	59,895
当期変動額合計	3,718	940	23,100	29,801	57,559	2,336	162,461
当期末残高	10,569	780	18,106	79,566	86,323	14,349	44,515

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	121,885	95,945	87,448	13,893	116,489
当期変動額					
新株の発行	112,500	112,500			225,000
資本金から剰余金への振替	233,885	233,885			-
欠損填補		219,781	219,781		-
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			255,972		255,972
持分法の適用範囲の変動			5		5
連結子会社株式の取得による 持分の増減		90			90
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分		2		3	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	121,385	126,512	36,196	6	31,075
当期末残高	500	222,457	123,644	13,899	85,414

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,569	780	18,106	79,566	86,323	14,349	44,515
当期変動額							
新株の発行							225,000
資本金から剰余金への振替							-
欠損填補							-
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）							255,972
持分法の適用範囲の変動							5
連結子会社株式の取得による 持分の増減							90
自己株式の取得							9
自己株式の処分							1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,065	1,623	20,350	21,233	42,141	2,510	44,651
当期変動額合計	1,065	1,623	20,350	21,233	42,141	2,510	75,726
当期末残高	11,634	843	38,456	100,799	128,464	11,839	31,211

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	188,834	231,122
減価償却費	109,324	76,724
受取利息及び受取配当金	2,870	1,877
支払利息	23,182	18,721
固定資産除売却損益(は益)	8,324	13,964
減損損失	104,015	24,748
投資有価証券売却損益(は益)	22,532	1,939
事業構造改革費用	21,239	38,165
訴訟損失引当金繰入額	2,140	2,038
訴訟損失引当金戻入額	19,234	2,046
解決金	14,382	-
受取和解金	-	8,490
売上債権の増減額(は増加)	58,770	98,449
たな卸資産の増減額(は増加)	30,858	137,503
未収入金の増減額(は増加)	23,719	36,538
仕入債務の増減額(は減少)	19,136	121,230
未払費用の増減額(は減少)	1,776	27,380
買付契約評価引当金の増減額(は減少)	54,655	2,469
販売促進引当金の増減額(は減少)	-	28,352
その他	22,219	17,943
小計	90,029	37,716
利息及び配当金の受取額	4,371	2,978
利息の支払額	23,221	18,770
退職特別加算金の支払額	-	22,566
和解金の受取額	-	8,145
和解金の支払額	2,585	2,983
解決金の支払額	13,202	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	38,053	23,386
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,339	18,866
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	22,961	26,241
定期預金の払戻による収入	20,161	22,394
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	2,437	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 17,633	3,789
有形固定資産の取得による支出	49,710	46,364
有形固定資産の売却による収入	18,072	24,183
投資有価証券の売却による収入	30,326	724
その他	27,127	18,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,043	40,513

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
預り金の受入れによる収入	-	100,000
引出制限及び使途制限付預金の預入による支出	-	100,000
使途制限付預金の預入による支出	1,999	-
使途制限付預金の引出による収入	3,442	3,843
短期借入金の純増減額（は減少）	6,453	176,937
長期借入金の返済による支出	34,179	55,015
社債の償還による支出	103,134	4,132
種類株式の発行による収入	-	224,606
その他	6,673	7,725
財務活動によるキャッシュ・フロー	136,090	15,360
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,371	7,939
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	118,423	82,678
現金及び現金同等物の期首残高	350,634	232,211
現金及び現金同等物の期末残高	1 232,211	1 149,533

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社は78社である。

ネパ・ビジネス・ソリューションズ・チェコ・リパブリック・エス・アール・オー他1社については、当連結会計年度において買収したため、連結の範囲に含めている。一方、前連結会計年度まで連結子会社であったシャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ及びシャープ新潟電子工業(株)他1社は、当連結会計年度において株式または出資持分全部を譲渡したため、連結の範囲から除外している。また、前連結会計年度まで連結子会社であった夏普科技(無錫)有限公司他4社は、当連結会計年度において清算結了のため、連結の範囲から除外している。また、前連結会計年度まで連結子会社であったグループ・ディジット・エッセ・エツレ・エレは、当連結会計年度において当社連結子会社であるシャープ・エレクトロニクス・イタリア・エス・ピー・エーに吸収合併されたため、連結の範囲から除外している。

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているので省略する。

また、主要な非連結子会社名は、シャープ・インディア・リミテッドである。

連結の範囲から除いた非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結財務諸表の項目に重要な影響を及ぼすものではない。

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社1社及び関連会社19社に対する投資について持分法を適用している。

前連結会計年度まで持分法適用会社であった(株)レコムットは、当連結会計年度において一部株式を譲渡したため、持分法適用会社から除外している。

主要な持分法適用会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているので省略する。

また、持分法を適用していない主要な会社名は、シャープ・テレコミュニケーションズ・オブ・ヨーロッパ・リミテッドである。

適用外の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価している。

なお、持分法適用に当たり発生した投資差額は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却している。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却している。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、夏普弁公設備(常熟)有限公司他14社は12月31日が決算日である。連結財務諸表作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)

時価のないもの

主として総平均法による原価法

たな卸資産

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価している。

在外連結子会社は、移動平均法による低価法により評価している。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定率法を採用している。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっている。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用している。

在外連結子会社

定額法を採用している。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっている。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却している。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上している。

製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上している。

販売促進引当金

当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の将来の支払に備えるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の支払見積額を計上している。

なお、販売促進引当金は、当社の中国販売子会社において第4四半期における売上高の大幅な減少に伴う今後の取引方針の変更等により、取引先との販売促進費用の支払が必要となる可能性が高いことから当連結会計年度末より計上している。

訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上している。

事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上している。

買付契約評価引当金

原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格との差額を契約損失見込額として計上している。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額により費用処理している。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、為替予約が付されている外貨建資産・負債については振当処理を行っている。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象...外貨建資産・負債（主として、輸出入取引に係る債権・債務）

ヘッジ方針

当社の社内規定又は当社の指導により定める基本ルールに基づき、資産・負債に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却している。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却している。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

（会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更した。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更する。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載している。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額は軽微である。

(未適用の会計基準等)

平成28年3月31日までに公表されている主な会計基準等の新設または改訂について、適用していないものは下記のとおりである。

なお、当該会計基準等の適用による影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中である。

・当社及び国内連結子会社

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われている。

(分類1) から(分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び(分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が(分類2) 又は(分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定である。

・在外連結子会社

会計基準等の名称	概要	適用予定日
・「顧客との契約から生じる収益」 (IFRS第15号)	・収益の認識に関する会計処理を改訂	平成31年3月期より適用予定
・「金融商品」(IFRS第9号)	・金融商品の分類、測定及び減損等に係る改訂	平成31年3月期より適用予定
・「リース」(IFRS第16号)	・リース会計に関する会計処理を改訂	平成32年3月期より適用予定
・「顧客との契約から生じる収益」 (米国会計基準 ASU 2014-09)	・収益の認識に関する会計処理を改訂	平成32年3月期より適用予定
・「リース」 (米国会計基準 ASU 2016-02)	・リース会計に関する会計処理を改訂	平成33年3月期より適用予定

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

1 前連結会計年度において区分掲記していた「有形固定資産」の「建設仮勘定」(当連結会計年度7,916百万円)は、その金額が資産合計の100分の1以下となったため、「有形固定資産」の「その他」に含めて表示することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」に表示していた65,101百万円は、「建設仮勘定」19,896百万円を含めた「その他」84,997百万円として組み替えている。

- 2 前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示していた「繰延税金資産」は、その金額が資産合計の100分の1を超えたため、区分掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。
- この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた52,702百万円は、「繰延税金資産」18,961百万円、「その他」33,741百万円として組み替えている。
- 3 前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「預り金」は、その金額が負債純資産合計の100分の5を超えたため、区分掲記することとした。また、前連結会計年度において区分掲記していた「流動負債」の「訴訟損失引当金」（当連結会計年度200百万円）は、その金額が少額となったため、「流動負債」の「その他」に含めて表示することとした。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。
- この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた143,064百万円は、「訴訟損失引当金」4,186百万円を含めた「その他」134,759百万円、「預り金」12,491百万円として組み替えている。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「未払費用の増減額（は減少）」は、重要性が増したため、区分掲記することとした。
- また、前連結会計年度において区分掲記していた「為替差損益（は益）」（当連結会計年度1,337百万円）、「投資有価証券評価損益（は益）」（当連結会計年度125百万円）は、重要性が低くなったため「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。
- この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「為替差損益（は益）」1,479百万円、「投資有価証券評価損益（は益）」622百万円、「その他」19,586百万円は、「未払費用の増減額（は減少）」1,776百万円、「その他」22,219百万円として組み替えている。
- 2 前連結会計年度において「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」（当連結会計年度220百万円）、「投資有価証券の取得による支出」（当連結会計年度501百万円）は、重要性が低くなったため「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。
- この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた22,904百万円は、「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」1,794百万円、「投資有価証券の取得による支出」2,429百万円を含めた、27,127百万円として組み替えている。
- 3 前連結会計年度において「財務活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「長期借入れによる収入」（当連結会計年度3百万円）は、重要性が低くなったため「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。
- この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた9,184百万円は、「長期借入れによる収入」2,511百万円を含めた、6,673百万円として組み替えている。

（会計上の見積りの変更）

当社は従来、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には原則として一定の率に基づき定期的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としていたが、急激な価格下落及びたな卸資産の滞留状況等に鑑み、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当連結会計年度において、帳簿価額切り下げに係る一定の期間及び一定の率について変更することとした。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上原価が47,068百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額増加している。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券	109,239百万円	107,662百万円

2 たな卸資産の内訳は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
製品	213,124百万円	125,710百万円
仕掛品	67,845百万円	22,862百万円
原材料及び貯蔵品	57,331百万円	35,741百万円
計	338,300百万円	184,313百万円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりである。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	23,429百万円	25,958百万円
受取手形及び売掛金	60,022百万円	49,491百万円
たな卸資産	214,763百万円	87,217百万円
未収入金	9,329百万円	9,943百万円
建物及び構築物	162,561百万円	156,500百万円
機械装置及び運搬具	9,252百万円	9,936百万円
工具、器具及び備品	4,358百万円	2,502百万円
土地	83,075百万円	81,908百万円
投資有価証券	28,735百万円	30,409百万円
計	595,524百万円	453,864百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	477,648百万円	433,998百万円
長期借入金	1,044百万円	-百万円
計	478,692百万円	433,998百万円

前連結会計年度において担保に供している現金及び預金のうち21,335百万円及び当連結会計年度において担保に供している現金及び預金のうち23,913百万円は、スタンドバイ信用状開設のための担保に供している。また、上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式の一部を短期借入金の担保に供している。

4 偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
従業員住宅資金借入に対する保証	17,161百万円	11,866百万円
仕入債務に対する保証		
シャープ・インディア・リミテッド	53百万円	-百万円
計	17,214百万円	11,866百万円

(2) ソーラーパネルの原材料(ポリシリコン)の購入契約関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項(4)重要な引当金の計上基準 買付契約評価引当金」に記載のとおり、ソーラーパネルの原材料(ポリシリコン)の購入契約については、買付契約評価引当金を設定している。ソーラーパネルの原材料(ポリシリコン)の期末における購入契約には転売が禁止されているものがあるため、将来使用見込みが無くなった場合には回収が困難となり、追加の損失が発生する可能性がある。当該転売が禁止されている原材料の購入契約の買付契約評価引当金控除後の契約残高は38,795百万円である。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ソーラーパネルの原材料(ポリシリコン)の購入契約については、買付契約評価引当金を設定しているが、ソーラーパネルの原材料(ポリシリコン)の期末における購入契約には転売が禁止されているものがあるため、将来使用見込みが無くなった場合には回収が困難となり、追加の損失が発生する可能性がある。当該転売が禁止されている原材料の購入契約の買付契約評価引当金控除後の契約残高は19,437百万円である。

(3) 生産拠点で使用する電気等の供給に係る長期契約関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結している。当該契約の当連結会計年度末の未経過残高は合計で43,915百万円(残年数は2.5年から14年)となっており、いずれも中途解約は不能である。

当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっているが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっている。しかし、堺工場における電気等の市場価格や当該契約によらない場合の電気等の調達価格及びそれらに基づく適正な生産コストの算定はできないため、当該契約に係る損失の見積りは困難である。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結している。当該契約の当連結会計年度末の未経過残高は合計で38,064百万円(残年数は1.5年から12.75年)となっており、いずれも中途解約は不能である。

当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっているが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっている。しかし、堺工場における電気等の市場価格や当該契約によらない場合の電気等の調達価格及びそれらに基づく適正な生産コストの算定はできないため、当該契約に係る損失の見積りは困難である。

(4) その他

前連結会計年度(平成27年3月31日)

TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米等において損害賠償を求める民事訴訟が提起されている。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

同上

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(洗替法による戻入額相殺後)が売上原価に含まれている。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上原価	24,092百万円	69,377百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
製品保証引当金繰入額	15,366百万円	16,060百万円
販売促進引当金繰入額	-百万円	28,352百万円
従業員給料及び諸手当 (うち、賞与引当金繰入額)	120,448百万円 (7,285百万円)	105,234百万円 (6,496百万円)
退職給付費用	14,585百万円	13,893百万円
研究開発費 (うち、賞与引当金繰入額)	36,707百万円 (1,124百万円)	30,123百万円 (839百万円)

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	141,042百万円	130,120百万円

- 4 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	2,030百万円	1,886百万円
機械装置及び運搬具	466百万円	727百万円
土地	8,089百万円	13,248百万円
その他	534百万円	93百万円
計	11,119百万円	15,954百万円

5 固定資産除売却損の内訳
 売却損

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	14百万円
機械装置及び運搬具	38百万円	284百万円
工具、器具及び備品	1百万円	51百万円
土地	- 百万円	91百万円
計	43百万円	440百万円

除却損

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	499百万円	241百万円
機械装置及び運搬具	398百万円	362百万円
工具、器具及び備品	1,708百万円	702百万円
ソフトウェア	46百万円	169百万円
その他	101百万円	76百万円
計	2,752百万円	1,550百万円

合計

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	503百万円	255百万円
機械装置及び運搬具	436百万円	646百万円
工具、器具及び備品	1,709百万円	753百万円
土地	- 百万円	91百万円
ソフトウェア	46百万円	169百万円
その他	101百万円	76百万円
計	2,795百万円	1,990百万円

6 減損損失の内訳
前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

用途	種類	場所
事業用資産 (デジタル情報家電 生産設備等)	金型、長期前払費用等	デジタル情報家電事業本部 栃木県矢板市
事業用資産 (エネルギーソリュー ション生産設備等)	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、リース資産等	エネルギーシステムソリュー ション事業本部 大阪府堺市
事業用資産 (液晶生産設備等)	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、長期前払費用等	ディスプレイデバイス事業統轄 三重県亀山市 三重県多気町他
事業用資産 (電子デバイス生産設備等)	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具等	電子デバイス事業統轄 広島県福山市 広島県三原市
事業用資産 (デジタル情報家電 生産設備等)	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具等	米国、メキシコ マレーシア他
事業用資産 (液晶生産設備等)	機械装置及び運搬具等	中国
遊休資産	建物、土地	電子デバイス事業統轄 広島県福山市
-	のれん	米国

当社グループは、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っている。

デジタル情報家電事業本部の事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（3,892百万円）を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、金型973百万円、長期前払費用2,596百万円、その他323百万円である。なお、回収可能価額は使用価値により測定しているが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価している。

エネルギーシステムソリューション事業本部の事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（9,267百万円）を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物5,344百万円、機械装置及び運搬具1,229百万円、リース資産2,547百万円、その他147百万円である。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっている。また、その他の資産については正味売却価額を零としている。

ディスプレイデバイス事業統轄の事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（77,709百万円）を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物41,503百万円、機械装置及び運搬具22,798百万円、長期前払費用12,508百万円、その他900百万円である。なお、回収可能価額の算定は、建物、機械装置、土地については鑑定評価等に基づく正味売却価額によっている。また、その他の資産については正味売却価額を零としている。

電子デバイス事業統轄の事業用資産の一部については、生産体制の見直し及び集約予定であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（6,293百万円）を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物3,078百万円、機械装置及び運搬具3,066百万円、その他149百万円である。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっている。また、その他の資産については正味売却価額を零としている。

一部の連結子会社における米国、メキシコ、マレーシア、中国他の事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（3,690百万円）を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物1,851百万円、機械装置及び運搬具1,367百万円、その他472百万円である。なお、回収可能価額の算定は、鑑定評価等に基づく正味売却価額によっている。

電子デバイス事業統轄の遊休資産については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（1,337百万円）を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物1,286百万円、土地51百万円である。なお、回収可能価額の算定は、鑑定評価に基づく正味売却価額によっている。

米国子会社に係るのれんについては、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（1,827百万円）を減損損失として特別損失に計上している。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

用途	種類	場所
事業用資産 (コンシューマーエレクトロニクス(デジタル情報家電)生産設備等)	金型、長期前払費用等	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー 栃木県矢板市
事業用資産 (エネルギーソリューション生産設備等)	建物及び構築物、ソフトウェア等	エネルギーソリューションカンパニー 奈良県葛城市 大阪府堺市他
事業用資産 (電子デバイス生産設備等)	建物及び構築物等	電子デバイスカンパニー 広島県三原市他
事業用資産 (ディスプレイデバイス生産設備等)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、フォトマスク等	ディスプレイデバイスカンパニー 三重県亀山市 三重県多気町他
遊休資産	建物及び構築物等	奈良県天理市 奈良県大和郡山市
事業用資産 (コンシューマーエレクトロニクス生産設備等)	建物及び構築物等	米国、メキシコ
遊休資産等	機械装置及び運搬具等	中国、インドネシア、マレーシア

当社グループは、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っている。

コンシューマーエレクトロニクス(デジタル情報家電)の当社事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(563百万円)を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、金型68百万円、長期前払費用424百万円、その他71百万円である。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっている。また、その他の資産については正味売却価額を零としている。

エネルギーソリューションの当社事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(2,761百万円)を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物668百万円、機械装置及び運搬具397百万円、ソフトウェア1,102百万円、その他594百万円である。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっている。また、その他の資産については正味売却価額を零としている。

電子デバイスの当社事業用資産の一部については、生産体制の見直し及び集約予定であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(3百万円)を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物2百万円、その他1百万円である。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっている。また、その他の資産については正味売却価額を零としている。

ディスプレイデバイスの当事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(12,320百万円)を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物4,078百万円、機械装置及び運搬具4,401百万円、フォトマスク2,342百万円、その他1,499百万円である。なお、回収可能価額の算定は、建物、機械装置、土地については鑑定評価等に基づく正味売却価額によっている。また、その他の資産については正味売却価額を零としている。

遊休状態である一部の当社共用資産等については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(1,169百万円)を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物1,168百万円、その他1百万円である。なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額を零としている。

一部の連結子会社における米国、メキシコの事業用資産については、売却予定であった(売却済み)ことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(2,552百万円)を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、建物及び構築物2,037百万円、その他515百万円である。なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額によっている。

一部の連結子会社における中国、インドネシア、マレーシアの遊休資産等については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(5,380百万円)を減損損失として特別損失に計上している。その内訳は、機械装置及び運搬具5,216百万円、その他164百万円である。なお、回収可能価額は使用価値により測定しているが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価している。

7 事業構造改革費用

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

事業構造改革費用の内訳は以下のとおりである。

- (1) 欧州における家電事業の構造改革による、人員の適正化及び新しいバリューチェーンへの移行等に伴う解雇費用、契約解除による違約金、製品保証の追加コスト等(9,212百万円)
- (2) ポーランドにある液晶テレビ生産拠点である当社子会社のシャープ・マニュファクチャリング・ポーランドの出資持分譲渡等に伴う損失(5,476百万円)
- (3) 液晶テレビ事業の一部研究開発プロジェクト終息費用等(3,338百万円)
- (4) 主として海外液晶テレビ事業の構造改革による解雇費用等(3,213百万円)

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

事業構造改革費用の内訳は以下のとおりである。

- (1) 当社及び主要国内連結子会社における従業員の希望退職に係る費用(24,080百万円)
- (2) 米州向け液晶テレビ事業の構造改革に伴う解雇費用、資産処分損失等(6,820百万円)
- (3) 電子デバイスの構造改革に伴い、販売が見込めなくなった、たな卸資産評価損等(6,121百万円)
- (4) 南米子会社の事業終息費用(1,144百万円)

8 解決金

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、平成26年7月11日開催の取締役会において薄膜太陽電池の生産会社である当社の海外持分法適用関連会社スリーサン・エス・アール・エルが生産する薄膜太陽電池について、長期供給契約に基づく今後の当社の引受分をエネル・グリーンパワー・エス・ピー・エーが再引受することを内容とする契約を同社と締結する決議を行い、平成26年7月11日に契約を締結した。当該契約に基づく一定の対価の支払いにより発生する損失を解決金(14,382百万円)として特別損失に計上している。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	10,975百万円	1,108百万円
組替調整額	5,992百万円	98百万円
税効果調整前	4,983百万円	1,206百万円
税効果額	1,268百万円	140百万円
その他有価証券評価差額金	3,715百万円	1,066百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1,433百万円	1,507百万円
組替調整額	280百万円	145百万円
税効果調整前	1,153百万円	1,652百万円
税効果額	212百万円	29百万円
繰延ヘッジ損益	941百万円	1,623百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	23,852百万円	21,269百万円
組替調整額	460百万円	223百万円
税効果調整前	24,312百万円	21,492百万円
税効果額	19百万円	99百万円
為替換算調整勘定	24,293百万円	21,393百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	9,782百万円	36,011百万円
組替調整額	17,303百万円	17,272百万円
税効果調整前	27,085百万円	18,739百万円
税効果額	2,691百万円	2,488百万円
退職給付に係る調整額	29,776百万円	21,227百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	364百万円	361百万円
組替調整額	97百万円	10百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	461百万円	351百万円
その他の包括利益合計	59,186百万円	43,528百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,701,214	-	-	1,701,214
合 計	1,701,214	-	-	1,701,214
自己株式				
普通株式	10,449	35	4	10,480
合 計	10,449	35	4	10,480

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加35千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少4千株は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項なし。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項なし。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,701,214	-	-	1,701,214
A種種類株式	-	200	-	200
B種種類株式	-	25	-	25
合 計	1,701,214	225	-	1,701,439
自己株式				
普通株式	10,480	57	2	10,536
合 計	10,480	57	2	10,536

- (注) 1 A種種類株式及びB種種類株式の発行済株式の株式数の増加225千株は、平成27年6月30日付の有償第三者割当による新株式の発行による増加である。
 2 普通株式の自己株式の株式数の増加57千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。
 3 普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項なし。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項なし。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	258,493	275,399
預入期間が3ヶ月を超える 又は担保に供している定期預金	22,439	25,866
用途制限付預金(注)1	3,843	-
引出制限及び用途制限付預金(注)2	-	100,000
現金及び現金同等物	232,211	149,533

(注)1 前連結会計年度の用途制限付預金は、用途が次世代MEMSディスプレイの実用化技術の開発に係る支払いに限定されている預金である。

2 当連結会計年度の引出制限及び用途制限付預金は、生産能力拡大等を含むディスプレイデバイスカンパニーの新製品展開のために必要な場合などに引出及び用途が限定されている預金である。

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

株式の売却により連結除外した連結子会社の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入との関係は次のとおりである。

(平成26年12月31日現在)

流動資産	11,566百万円
固定資産	25,411百万円
流動負債	3,936百万円
固定負債	2,056百万円
投資有価証券売却益	11,006百万円
為替換算調整勘定	10,846百万円
株式の売却価額	31,145百万円
未収入金	8,574百万円
現金及び現金同等物	4,938百万円
差引：売却による収入	17,633百万円

(リース取引関係)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(借手側)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	3,261	3,187	74
工具、器具及び備品	632	603	29
合計	3,893	3,790	103

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成28年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	896	880	16
工具、器具及び備品	293	286	7
合計	1,189	1,166	23

(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	未経過リース料期末残高相当額	
1年内	80	22
1年超	23	1
合計	103	23

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。

支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	支払リース料	331
減価償却費相当額	331	80

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 未経過支払リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	4,088	2,434
1年超	10,112	7,332
合計	14,200	9,766

(2) 未経過受取リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	1,579	1,509
1年超	1,831	1,960
合計	3,410	3,469

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）している。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。これら金融商品は信用度の高い金融機関と取引を行っている。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されている。営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日である。また、買掛金の一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されている。原則として外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションについて為替予約取引を利用してヘッジしている。

その他有価証券は、主に取引先との円滑な取引関係を構築するために取得した長期保有の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。長期借入金、社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日または償還日は決算日後、最長で4年3ヶ月後である。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計方針に関する事項」に記載されている「(6) 重要なヘッジ会計の方法」参照。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経営管理本部財務部及び経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、同様の管理を行っている。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社のデリバティブ取引についての基本方針は、社内規定に基づき原則として月1回開催の為替運営委員会及び財務委員会で決定され、取引の実行は経営管理本部財務部で行っている。取引の結果は、日々経営管理本部経理部に報告している。経営管理本部経理部は、取引実績・収支・ポジション管理を専門とするバックオフィス担当を設けリスク管理を行い、日々経営管理本部 経理・財務担当役員に報告している。

また、上記為替運営委員会及び財務委員会への報告は、経営管理本部財務部より月々行われている。

なお、連結子会社における為替予約取引は、当社の指導により定める為替運営基本ルールに従って実行され、当社への報告は月々行われている。

その他有価証券及び出資金については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理本部財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理している。

（注）平成28年4月6日付組織変更により、上記の経営管理本部は経理・財務本部に変更となっている。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（注2）参照。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	258,493	258,493	-
(2) 受取手形及び売掛金	414,014	413,030	984
(3) 未収入金	195,711	195,711	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
子会社株式及び関連会社株式	475	2,632	2,157
その他有価証券	31,447	31,447	-
資産計	900,140	901,313	1,173
(1) 支払手形及び買掛金	334,545	334,545	-
(2) 電子記録債務	89,338	89,338	-
(3) 短期借入金	840,026	840,026	-
(4) 社債	60,000	53,122	6,878
(5) 長期借入金	53,470	55,144	1,674
負債計	1,377,379	1,372,175	5,204
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,717	2,717	-
ヘッジ会計が適用されているもの	1,301	1,313	2,614
デリバティブ取引計	4,018	1,404	2,614

（*） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で示している。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	275,399	275,399	-
(2) 受取手形及び売掛金	287,271	286,757	514
(3) 未収入金	148,111	148,111	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
子会社株式及び関連会社株式	212	1,632	1,420
其他有価証券	32,525	32,525	-
資産計	743,518	744,424	906
(1) 支払手形及び買掛金	212,556	212,556	-
(2) 電子記録債務	66,131	66,131	-
(3) 短期借入金	612,593	612,593	-
(4) 預り金	110,890	110,890	-
(5) 社債（*1）	60,000	55,243	4,757
(6) 長期借入金	40,251	41,641	1,390
負債計	1,102,421	1,099,054	3,367
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,352	1,352	-
ヘッジ会計が適用されているもの	596	909	1,505
デリバティブ取引計	756	2,261	1,505

（*1） 1年以内償還予定の社債含む。

（*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

また、売掛金のうち回収が長期にわたるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(3) 未収入金

未収入金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は主に期末前1ヶ月の取引所価格の平均に基づいている。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 電子記録債務

電子記録債務は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 短期借入金

短期借入金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 預り金

預り金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

社債の時価については、市場価格によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
非上場株式	110,240	108,923
出資金	25,633	24,764

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	258,493	-	-	-
受取手形及び売掛金	386,624	22,701	4,689	-
未収入金	195,711	-	-	-
合計	840,828	22,701	4,689	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	275,399	-	-	-
受取手形及び売掛金	258,818	28,453	-	-
未収入金	148,111	-	-	-
合計	682,328	28,453	-	-

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	840,026	-	-	-	-	-
社債	-	20,000	-	10,000	30,000	-
長期借入金	-	12,907	20,491	20,025	24	23
合計	840,026	32,907	20,491	30,025	30,024	23

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	612,593	-	-	-	-	-
社債(*)	20,000	-	10,000	30,000	-	-
長期借入金	-	20,178	20,025	24	24	-
合計	632,593	20,178	30,025	30,024	24	-

(*) 1年以内償還予定の社債含む。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	28,328	12,430	15,898
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	28,328	12,430	15,898
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	3,119	3,420	301
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	3,119	3,420	301
合計	31,447	15,850	15,597

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	32,404	16,845	15,559
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	32,404	16,845	15,559
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	121	122	1
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	121	122	1
合計	32,525	16,967	15,558

(注)非上場株式等(前連結会計年度27,109百万円、当連結会計年度26,240百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めていない。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	16,083	5,992	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	16,083	5,992	-

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	263	144	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	263	144	-

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 通貨関連
 前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	99,844	-	864	864
	ユーロ	7,233	-	517	517
	オーストラリアドル	476	-	41	41
	ニュージーランドドル	294	-	2	2
	メキシコペソ	179	-	1	1
	シンガポールドル	18	-	0	0
	タイバーツ	6	-	0	0
	買建				
	米ドル	66,163	-	1,043	1,043
	中国元	7,798	-	189	189
	カナダドル	2,864	-	28	28
	タイバーツ	2,342	-	57	57
	日本円	1,922	-	10	10
メキシコペソ	334	-	13	13	
	合計	189,473	-	2,717	2,717

(注) 為替予約取引の時価の算定方法は、先物為替相場によっている。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	104,457	-	1,308	1,308
	日本円	6,927	-	92	92
	ユーロ	4,887	-	172	172
	メキシコペソ	97	-	4	4
	英ポンド	79	-	0	0
	ニュージーランドドル	45	-	1	1
	買建				
	米ドル	66,928	-	319	319
	中国元	13,764	-	108	108
	ユーロ	4,362	-	159	159
	タイバーツ	1,799	-	41	41
	カナダドル	1,377	-	37	37
	スイスフラン	426	-	17	17
	オーストラリアドル	215	-	6	6
	日本円	86	-	0	0
	英ポンド	79	-	0	0
	合計	205,528	-	1,352	1,352

(注) 為替予約取引の時価の算定方法は、先物為替相場によっている。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 通貨関連
 前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		93,487	-	420
	ユーロ		7,233	-	439
	メキシコペソ		2,309	-	49
	カナダドル		1,099	-	12
	オーストラリアドル		476	-	29
	ニュージーランドドル		294	-	6
	シンガポールドル		18	-	0
	タイバーツ		6	-	0
	買建	買掛金			
	米ドル		63,128	-	309
	中国元		7,798	-	66
カナダドル		3,131	-	24	
日本円		778	-	7	
為替予約等 の振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		58,309	-	2,630
	タイバーツ		30	-	1
	香港ドル		15	-	1
	買建	買掛金			
	米ドル		3,121	-	18
ユーロ		13	-	0	
英ポンド		2	-	0	
	合計		241,247	-	1,313

(注) 時価の算定方法は、先物為替相場によっている。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		128,763	-	1,060
	ユーロ		11,174	-	46
	スウェーデンクローネ		796	-	10
	メキシコペソ		599	-	23
	カナダドル		506	-	26
	ニュージーランドドル		0	-	0
	買建	買掛金			
	米ドル		177,020	-	1,648
	ユーロ		309	-	5
	中国元		64	-	1
	日本円		8	-	1
	カナダドル		2	-	0
オーストラリアドル		1	-	0	
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		38,656	-	1,565
	ユーロ		21	-	0
	買建	買掛金			
	米ドル		5,590	-	60
ユーロ		134	-	0	
英ポンド		1	-	0	
合計			363,644	-	909

(注) 時価の算定方法は、先物為替相場によっている。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、主として確定給付型の制度として確定給付企業年金制度を設けている。また、一部在外連結子会社は、主として確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を設けている。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	375,724	389,851
会計方針の変更による累積的影響額	240	-
会計方針の変更を反映した期首残高	375,964	389,851
勤務費用	11,979	11,796
利息費用	7,027	6,939
数理計算上の差異の発生額	6,248	26,223
退職給付の支払額	15,720	69,880
その他	27	2,066
為替換算調整	4,326	3,822
退職給付債務の期末残高	389,851	359,041

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	274,341	304,574
期待運用収益	8,938	9,538
数理計算上の差異の発生額	17,668	10,262
事業主からの拠出額	15,813	14,503
退職給付の支払額	15,484	69,365
その他	112	1,098
為替換算調整	3,410	3,969
年金資産の期末残高	304,574	243,921

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	383,728	352,758
年金資産	304,574	243,921
	79,154	108,837
非積立型制度の退職給付債務	6,123	6,283
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	85,277	115,120
退職給付に係る負債	85,277	117,341
退職給付に係る資産	-	2,221
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	85,277	115,120

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	11,979	11,796
利息費用	7,027	6,939
期待運用収益	8,938	9,538
数理計算上の差異の費用処理額	21,818	21,088
過去勤務費用の費用処理額	4,553	4,553
その他	153	516
確定給付制度に係る退職給付費用	27,486	26,248

(注) 当連結会計年度において、上記確定給付制度に係る退職給付費用のほかに、国内の従業員の希望退職に係る費用24,080百万円を、特別損失の「事業構造改革費用」に計上している。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりである。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	4,519	4,523
数理計算上の差異	31,604	14,216
合計	27,085	18,739

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりである。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	11,983	7,460
未認識数理計算上の差異	100,346	114,562
合計	88,363	107,102

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	31%	27%
株式	26%	18%
現金及び預金	1%	9%
生保一般勘定	17%	16%
オルタナティブ	23%	25%
その他	2%	5%
合計	100%	100%

(注) オルタナティブは、主にヘッジファンドへの投資である。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	主として1.5%	主として0.5%
長期期待運用収益率	主として3.0%	主として3.0%

(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は主として1.5%であったが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を主として0.5%に変更している。

3 確定拠出制度

一部連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,131百万円、当連結会計年度1,099百万円である。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(1)繰延税金資産		
たな卸資産	47,420	64,643
未払費用	23,184	21,245
賞与引当金	3,950	2,881
販売促進引当金	-	6,530
買付契約評価引当金	17,927	17,480
退職給付に係る負債	27,379	36,159
建物及び構築物	25,767	26,423
機械装置及び運搬具	13,611	15,031
ソフトウェア	4,494	7,023
長期前払費用	21,624	18,324
繰越欠損金	291,067	311,573
その他	40,701	37,976
繰延税金資産小計	517,124	565,288
評価性引当額	479,297	533,446
繰延税金資産合計	37,827	31,842
(2)繰延税金負債		
税務上の諸準備金	2,294	2,146
その他有価証券評価差額金	5,059	5,173
その他	3,205	5,673
繰延税金負債合計	10,558	12,992
繰延税金資産(負債)の純額	27,269	18,850

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - その他	16,576	10,966
固定資産 - 繰延税金資産	18,961	16,066
流動負債 - その他	541	446
固定負債 - その他	7,727	7,736
差引計	27,269	18,850

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失が計上されているため記載していない。

- 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%にそれぞれ変更されている。

なお、この税率変更が連結財務諸表に与える影響は軽微である。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略している。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略している。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、顧客ニーズや市場の変化に迅速に対応可能な競争力のある組織体への変革を実現するために、平成27年10月1日付で、5つの事業体を母体に、カンパニー制を導入しており、各カンパニーは傘下の組織及び取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社グループはカンパニーを基礎としたセグメントから構成されており、「コンシューマーエレクトロニクス」、「エネルギーソリューション」、「ビジネスソリューション」、「電子デバイス」並びに「ディスプレイデバイス」の5つを報告セグメントとしている。

「コンシューマーエレクトロニクス」、「エネルギーソリューション」及び「ビジネスソリューション」は、主に電気通信機器・電気機器及び電子応用機器等の最終製品を生産・販売し、「電子デバイス」及び「ディスプレイデバイス」は、他社並びに当社グループの他カンパニーに向けて、電子部品の製造・販売または供給を行っている。

各報告セグメントの主要な製品は次のとおりである。

報告セグメント	主要製品名
コンシューマーエレクトロニクス	液晶カラーテレビ、ブルーレイディスクレコーダー、携帯電話機、タブレット端末、電子辞書、電卓、ファクシミリ、電話機、冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿機、電気暖房機器、プラズマクラスターイオン発生機、理美容機器、ネットワーク制御ユニット等
エネルギーソリューション	太陽電池、蓄電池等
ビジネスソリューション	POSシステム機器、電子レジスタ、業務プロジェクター、インフォメーションディスプレイ、デジタル複合機、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア、FA機器、洗浄機等
電子デバイス	カメラモジュール、CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、アナログIC、高周波部品、半導体レーザ、LED、光センサ、光通信部品、スイッチング電源等
ディスプレイデバイス	アモルファスシリコン液晶ディスプレイモジュール、IGZO液晶ディスプレイモジュール、CGシリコン液晶ディスプレイモジュール等

なお、第2四半期連結累計期間において、当社グループの報告セグメントは、「プロダクトビジネス」及び「デバイスビジネス」の2区分としていたが、第3四半期連結累計期間より、上述のカンパニー制の導入に伴い、「コンシューマーエレクトロニクス」、「エネルギーソリューション」、「ビジネスソリューション」、「電子デバイス」及び「ディスプレイデバイス」の5区分に変更している。主な変更点として、従来のセグメント区分において「プロダクトビジネス」に含まれていた各製品は、変更後の区分において、主として「コンシューマーエレクトロニクス」、「エネルギーソリューション」、「ビジネスソリューション」に含まれている。また、従来のセグメント区分において「デバイスビジネス」に含まれていた各製品は、変更後の区分において、主として「電子デバイス」、「ディスプレイデバイス」に含まれている。

前連結会計年度のセグメント情報については変更後の5区分により作成したものを記載している。カンパニー制の導入に伴い、各報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報は各カンパニー別に集計することとなるが、前連結会計年度においては、これらの数値を集計する仕組みがないため、概算額として各カンパニーで生産している製品別に集計している。

また、第2四半期連結累計期間についても、同様の理由により、概算額として各カンパニーで生産している製品別に集計している。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であり、セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいている。

なお、親会社本社の管理・流通部門等の償却資産は、各報告セグメントに配分していない。一方、それら資産の減価償却費については、合理的な基準に従い、対応する各報告セグメントに配分している。

「会計上の見積りの変更」に記載のとおり、当社は従来、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には原則として一定の率に基づき規則的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としていたが、急激な価格下落及びたな卸資産の滞留状況等に鑑み、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当連結会計年度において、帳簿価額切り下げに係る一定の期間及び一定の率について変更することとした。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度のセグメント損失が「電子デバイス」において6,749百万円、「ディスプレイデバイス」において40,319百万円それぞれ増加している。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	コンシューマエレクトロニクス	エネルギーソリューション	ビジネスソリューション	電子デバイス	ディスプレイデバイス	計	調整額(注)1	連結財務諸表計上額(注)2
売上高								
外部顧客への売上高	982,350	270,881	343,321	416,707	772,997	2,786,256	-	2,786,256
セグメント間の内部売上高又は振替高	443	5	12	49,930	134,146	184,526	184,526	-
計	982,793	270,876	343,333	466,637	907,143	2,970,782	184,526	2,786,256
セグメント利益又は損失()	19,083	62,679	31,301	676	594	11,025	37,040	48,065
セグメント資産	450,991	174,120	153,288	152,351	545,793	1,476,543	485,366	1,961,909
その他の項目								
減価償却費(注)3	32,028	3,799	13,912	7,315	49,904	106,958	4,680	111,638
のれん償却額	135	678	1,729	-	-	2,542	11	2,553
持分法適用会社への投資額	4,205	68	13	-	72,507	76,793	31,098	107,891
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注)4	31,859	5,151	15,787	2,677	34,841	90,315	8,169	98,484

(注)1 調整額は、以下の通りである。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 37,040百万円には、セグメント間取引消去73百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 37,223百万円が含まれている。全社費用は、主に基礎的研究開発費及び親会社の本社管理部門に係る費用である。
 - (2) セグメント資産の調整額485,366百万円には、セグメント間取引消去 11,287百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産496,653百万円が含まれている。全社資産は主として、現金及び預金、親会社の投資有価証券、親会社の研究開発部門及び親会社本社の管理・販売並びに流通部門の償却資産である。
 - (3) 持分法適用会社への投資額の調整額31,098百万円は、主にシャープファイナンス(株)への投資額である。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8,169百万円は、主に親会社の研究開発部門及び親会社本社の管理・販売並びに流通部門における増加額である。
- 2 セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っている。
- 3 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれている。
- 4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれている。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	コンシューマエレクトロニクス	エネルギーソリューション	ビジネスソリューション	電子デバイス	ディスプレイデバイス	計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
売上高								
外部顧客への売上高	798,314	155,422	348,451	458,022	701,380	2,461,589	-	2,461,589
セグメント間の内部売上高又は振替高	12,419	1,412	6,745	32,007	70,168	122,751	122,751	-
計	810,733	156,834	355,196	490,029	771,548	2,584,340	122,751	2,461,589
セグメント利益又は損失（ ）	21,830	18,425	35,814	1,491	129,173	132,123	29,844	161,967
セグメント資産	342,064	85,689	168,273	94,164	436,862	1,127,052	443,620	1,570,672
その他の項目								
減価償却費(注) 3	29,651	675	14,477	4,670	24,052	73,525	3,856	77,381
のれん償却額	-	-	1,807	-	-	1,807	-	1,807
持分法適用会社への投資額	3,539	66	-	-	70,832	74,437	31,930	106,367
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注) 4	22,795	1,616	12,232	1,833	24,572	63,048	9,466	72,514

(注) 1 調整額は、以下の通りである。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 29,844百万円には、セグメント間取引消去 89百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 29,079百万円が含まれている。全社費用は、主に基礎的研究開発費及び親会社の本社管理部門に係る費用である。
 - (2) セグメント資産の調整額443,620百万円には、セグメント間取引消去 10,413百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産454,033百万円が含まれている。全社資産は主として、現金及び預金、親会社の投資有価証券、親会社の研究開発部門及び親会社本社の管理・流通部門の償却資産である。
 - (3) 持分法適用会社への投資額の調整額31,930百万円は、主にシャープファイナンス(株)への投資額である。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額9,466百万円は、主に親会社の研究開発部門及び親会社本社の管理・流通部門における増加額である。
- 2 セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っている。
3 減価償却費には、長期前払費用の償却額が含まれている。
4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれている。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	液晶	CCD・CMOS	液晶 カラーテレビ	その他	合計
外部顧客への売上高	772,997	334,672	370,046	1,308,541	2,786,256

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	中国	その他	合計
968,449	1,140,892	676,915	2,786,256

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	その他	合計
305,936	48,023	46,633	400,592

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
APPLE INC.	553,007	電子デバイス、 ディスプレイデバイス

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	液晶	CCD・CMOS	液晶 カラーテレビ	その他	合計
外部顧客への売上高	704,018	394,707	284,206	1,078,658	2,461,589

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	その他	合計
750,499	1,085,311	625,779	2,461,589

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	その他	合計
280,087	37,090	34,028	351,205

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
APPLE INC.	667,299	電子デバイス、 ディスプレイデバイス

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	コンシューマー エレクトロニクス	エネルギー ソリューション	ビジネス ソリューション	電子 デバイス	ディスプレイ デバイス	全社・消去	合計
減損損失	7,498	11,094	-	7,646	77,777	-	104,015

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	コンシューマー エレクトロニクス	エネルギー ソリューション	ビジネス ソリューション	電子 デバイス	ディスプレイ デバイス	全社・消去	合計
減損損失	3,095	2,762	278	2,251	15,397	965	24,748

（注）「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失である。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	コンシュー マーエレクト ロニクス	エネルギー ソリュー ション	ビジネス ソリュー ション	電子 デバイス	ディス プレイ デバイス	計	全社・消去	合計
当期償却額	135	678	1,729	-	-	2,542	11	2,553
当期末残高	-	-	4,170	-	-	4,170	-	4,170

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	コンシュー マーエレクト ロニクス	エネルギー ソリュー ション	ビジネス ソリュー ション	電子 デバイス	ディス プレイ デバイス	計	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	1,807	-	-	1,807	-	1,807
当期末残高	-	-	2,256	-	-	2,256	-	2,256

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項なし。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項なし。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	堺ディスプレイブロードクト(株)	堺市堺区	15,000	デバイスビジネス製品の開発、製造及び販売	(所有)直接39.9	当社製品の製造役員の兼任	製品仕入	150,077	買掛金	28,165

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

一般の取引条件と同様に、市場実勢を勘案し価格交渉の上で決定している。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項なし。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)	東京都千代田区	100	投資業務等	-	当社社外取締役が代表取締役を兼任	第三者割当増資	25,000	-	-

(注) 1 当社社外取締役の齋藤進一氏はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)の代表取締役を兼任している。

2 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合は、当社との間で1株1,000,000円とするB種種類株式の引受契約を締結している。なお、この契約は齋藤進一氏が当社社外取締役就任前に締結し、その後株主総会で特別決議による本種類株式の発行に係る議案の承認を得て払い込みを受けたものであるため、契約締結時点においては齋藤進一氏と当社との間には特別の利害関係はなかった。また、取引価格は当社から独立した第三者評価機関であるデロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザーによる一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルを用いて評価された本種類株式の価値分析に基づき、株主総会での特別決議による承認を得た上で決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はシャープファイナンス㈱であり、その要約財務情報は以下のとおりである。

流動資産合計	495,176百万円
固定資産合計	10,379百万円
流動負債合計	388,715百万円
固定負債合計	49,469百万円
純資産合計	67,371百万円
売上高	81,504百万円
税引前当期純利益金額	8,956百万円
当期純利益金額	5,925百万円

(1株当たり情報)

摘要	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	17.84円	161.79円
1株当たり当期純損失()	131.51円	154.64円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	- 円	- 円
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する 当期純損失()(百万円)	222,347	255,972
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	5,478
(うち優先配当額(百万円))	-	(5,478)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(百万円)	222,347	261,450
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,690,750	1,690,699
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	A種種類株式 200,000株 B種種類株式 25,000株 なお、概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(1)株式の総数等」 に記載している。

(重要な後発事象)

1 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成28年2月25日及び平成28年3月30日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）発行の決議及びその修正決議を行い、平成28年4月2日に新株式割当予定先との間で、株式引受契約を締結した。

その後、平成28年6月23日開催の第122期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）及び同日開催の普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」という。）において新株式発行に係る議案が承認可決された。

新株式発行の概要は以下のとおりである。

(1) 普通株式に係る募集の概要

発行新株式数	3,281,950,697株
発行価額	1株につき88円
発行総額	288,811,661,336円
資本組入額	1株につき44円
募集等の方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てる。 鴻海精密工業股份有限公司に1,300,000,000株 Foxconn (Far East) Limitedに915,550,697株 Foxconn Technology Pte. Ltd.に646,400,000株 SIO International Holdings Limitedに420,000,000株
発行の スケジュール	株主総会決議：平成28年6月23日 払込期間：平成28年6月28日～平成28年10月5日
その他	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び第三者割当増資の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること並びに本定時株主総会及び本種類株主総会における当社普通株式の発行に係る議案の承認（特別決議）を払込の条件とする。

(2) C種種類株式に係る募集の概要

発行新株式数	11,363,636株
発行価額	1株につき8,800円
発行総額	99,999,996,800円
資本組入額	1株につき4,400円
募集等の方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てる。 鴻海精密工業股份有限公司に11,363,636株
発行の スケジュール	株主総会決議：平成28年6月23日 払込期間：平成28年6月28日～平成28年10月5日

そ の 他	<p>C種種類株式の剰余金の配当及び残余財産の分配については、普通株式と同順位であり、定められた取得比率を乗じた額とされている。</p> <p>C種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されている。</p> <p>C種種類株式には、普通株式を対価とする取得条項が付されている。</p> <p>金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び第三者割当増資の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られること、並びに本定時株主総会及び本種類株主総会におけるC種種類株式の発行に係る議案及びC種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案の承認（特別決議）を払込の条件とする。</p>
-------	--

(3) 資金の使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
OLED事業化に向けた技術開発投資、量産設備投資等	200,000	平成28年7月～平成31年6月
ディスプレイデバイスカンパニーにおける、中型液晶領域を中心とした高精細化・歩留り改善投資、次世代技術開発投資、その他増産・合理化投資等	60,000	平成28年7月～平成30年9月
コンシューマーエレクトロニクスカンパニーにおける、IoT分野の業容拡大等ビジネスモデルの変革に向けた研究開発・金型投資、新興国向け事業拡大に向けた研究開発・金型投資、その他増産・合理化投資等	40,000	平成28年7月～平成30年9月
エネルギーソリューションカンパニーにおける、既存事業からの業態転換に向けたソリューション分野での研究開発・販路開拓投資等	8,000	平成28年7月～平成30年9月
電子デバイスカンパニーにおける、車載・産業・IoT分野を中心とした成長分野への研究開発投資、販路開拓投資、その他増産・合理化投資等	10,000	平成28年7月～平成30年9月
ビジネスソリューションカンパニーにおける、既存MFP事業の販路開拓投資、ロボティクス、ソリューション事業等の成長分野における研究開発投資、その他増産・合理化投資等	40,000	平成28年7月～平成30年9月
日本・アジア・中国を中心とした重点地域における、ブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費	26,527	平成28年7月～平成31年6月

2 シンジケートローンの既存契約更改

当社は、平成25年6月25日に契約更新または締結を行い、平成28年3月30日に期間延長を実施したシンジケートローンについて、平成28年4月26日にシンジケートローン貸付人各行との間で契約の更改をした。契約更改の概要は以下のとおりである。

- (1) アレンジャー兼エージェント
 (株)みずほ銀行及び(株)三菱東京UFJ銀行
- (2) 契約更改の実施日
 平成28年4月28日から契約条件が更改される。
- (3) 契約更改の内容
 一部契約を除き、金利水準は既存契約よりも下がり、期間は契約更改の実施日から10年間となっている。
- (4) 資金用途
 運転資金
- (5) 契約更改による影響
 平成29年3月期において約72億円の借入コストの削減が見込まれる。

3 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少（以下、「本資本金等の額の減少」という。）によるその他資本剰余金への振替を決議した。本資本金等の額の減少の概要は以下のとおりである。

- (1) 目的
 「1 第三者割当による新株式の発行」に記載のとおり、第三者割当による新株式の発行の効力発生により、当社の資本金及び資本準備金はそれぞれ194,405,829,068円増加することになるが、「4 B種種類株式の取得」に記載のとおり、B種種類株式を取得し、種類株式に係る優先配当金や取得条項の行使による償還の際のプレミアムの負担を軽減するため、かつ、早期に財務体質の改善を図るため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることとした。
- (2) 減少すべき資本金の額
 189,905,829,068円
- (3) 減少すべき資本準備金の額
 193,280,829,068円
- (4) 本資本金等の額の減少の方法
 会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき本資本金等の額の減少を行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替える。
- (5) 本資本金等の額の減少の日程
 平成28年5月12日 本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
 平成28年5月27日 債権者異議申述公告
 平成28年6月27日 債権者異議申述最終期日
 平成28年6月29日以降 本資本金等の額の減少の効力発生
 平成28年6月23日の取締役会において、効力発生日を第三者割当増資の全ての割当人が払込みを完了した日に変更する決議を行った。

4 B種種類株式の取得

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、当社発行のB種種類株式の全部につき、金銭を対価として取得することを決議した。

B種種類株式の取得の概要は以下のとおりである。

(1) 取得の理由及び方法

種類株式に係る優先配当金や取得条項の行使による償還の際のプレミアムの負担軽減のため、当社定款第6条の3第6項の規定に基づき、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合（以下、「JIS」という。）が保有しているB種種類株式の全部を金銭を対価として取得するものである。

なお、JISとの間で平成28年6月23日付でB種種類株式に係る引受契約を合意により解約することとなった。

(2) 取得する株式の総数

25,000株

(3) 取得日

平成28年8月8日または第三者割当増資の効力発生日のいずれか遅い日

(4) 株式の取得対価

B種種類株式1株当たりの払込金額相当額（1,000,000円）の112%並びに当社定款で規定するB種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額に、取得するB種種類株式の総数を乗じて得られた額

なお、平成28年8月8日に取得した場合の取得対価は29,954,602,500円（1株につき1,198,184.1円）となる。

(5) その他

取得に必要な分配可能額を得るためには、第三者割当増資の効力発生及び「3 資本金及び資本準備金の額の減少」に記載の本資本金等の額の減少の効力が発生する必要がある。

5 スtock・オプション（新株予約権）の割当て

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、当社、当社子会社及び当社関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び従業員（以下、「役職員」という。）に対し、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案（以下、「ストック・オプションの割当てに関する議案」という。）を、本定時株主総会に付議することを決議した。

その後、平成28年6月23日に、本定時株主総会においてストック・オプションの割当てに関する議案が承認可決された。

ストック・オプション（新株予約権）の割当ての概要は以下のとおりである。

(1) スtock・オプション制度導入の理由

当社の再生・成長に必要な人材を維持・獲得し、かつ、当社グループへの経営参加意識と業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなるべきストック・オプション制度を導入することとし、当社グループの役職員に対する報酬の一つとしてストック・オプションとしての新株予約権を発行するものである。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、192,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、目的となる株式の数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

192,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式数についても同様の調整を行う。

また、新株予約権の付与の時期は取締役会において定めるものとし、取締役会は当該上限の範囲内において複数回に分けて割り当てすることができる。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の東京証券取引所の終値のうち、いずれか高い方の価格とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合等を行う場合は、行使価額を調整する。

(6) 新株予約権の行使期間

割当日の2年後の応当日から7年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
シャープ(株)	第23回 無担保社債	平成21年 3月19日	10,000	10,000	2.068	なし	平成31年 3月19日
シャープ(株) (注)1	第25回 無担保社債	平成21年 9月16日	20,000	20,000 (20,000)	1.141	なし	平成28年 9月16日
シャープ(株)	第26回 無担保社債	平成21年 9月16日	30,000	30,000	1.604	なし	平成31年 9月13日
合計		-	60,000	60,000	-	-	-

(注)1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額である。

2 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
20,000	-	10,000	30,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	637,915	452,792	2.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	202,111	159,801	2.0	-
1年以内に返済予定のリース債務	8,921	6,163	4.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	53,470	40,251	1.8	平成29年6月30日 ~ 平成32年6月30日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	11,859	12,015	4.0	平成29年4月1日 ~ 平成48年5月31日
合計	914,276	671,022	-	-

(注)1 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	20,178	20,025	24	24
リース債務	4,648	2,999	2,110	407

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	618,301	1,279,683	1,943,027	2,461,589
税金等調整前 四半期(当期)純損失() (百万円)	30,327	75,248	93,422	231,122
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (百万円)	33,982	83,610	108,328	255,972
1株当たり 四半期(当期)純損失() (円)	20.11	50.54	66.24	154.64

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり 四半期純損失() (円)	20.11	30.43	15.70	88.40

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 203,365	2 225,272
受取手形	2 123	2 77
売掛金	1, 2 375,024	1, 2 266,478
製品	2 105,627	2 39,309
仕掛品	2 57,243	2 17,703
原材料及び貯蔵品	2 21,234	2 10,790
前渡金	27,442	23,522
前払費用	773	437
その他	1, 2 101,281	1, 2 64,964
貸倒引当金	3,284	2,952
流動資産合計	888,831	645,605
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 158,215	2 154,128
構築物	2 7,752	2 4,541
機械及び装置	2 16,992	2 19,220
車両運搬具	2 21	2 10
工具、器具及び備品	2 11,900	2 8,104
土地	2 81,824	2 80,785
リース資産	9,191	7,421
建設仮勘定	17,157	3,430
有形固定資産合計	303,056	277,643
無形固定資産		
工業所有権	1,005	78
施設利用権	160	151
ソフトウェア	27,457	30,048
その他	21	-
無形固定資産合計	28,644	30,277
投資その他の資産		
投資有価証券	2 57,220	2 57,536
関係会社株式	2 228,502	2 226,357
関係会社出資金	2 35,076	2 38,238
長期前払費用	13,420	9,575
前払年金費用	5,316	-
その他	1 5,425	1 5,687
貸倒引当金	562	1,897
投資その他の資産合計	344,399	335,498
固定資産合計	676,100	643,419
繰延資産		
社債発行費	83	57
繰延資産合計	83	57
資産合計	1,565,015	1,289,082

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,748	1,641
電子記録債務	186,574	163,981
買掛金	1262,738	1156,939
短期借入金	1,2752,137	1,2564,802
1年内償還予定の社債	-	20,000
リース債務	16,098	14,066
未払金	157,375	134,260
未払費用	1119,696	195,797
未払法人税等	663	524
繰延税金負債	279	258
前受金	40,033	22,079
預り金	134,394	1147,523
賞与引当金	8,300	6,300
製品保証引当金	10,025	11,690
訴訟損失引当金	4,186	200
事業構造改革引当金	2,338	3,326
買付契約評価引当金	54,654	57,123
関係会社事業損失引当金	-	42,344
その他	3	1,908
流動負債合計	1,441,247	1,234,768
固定負債		
社債	60,000	40,000
長期借入金	52,000	40,000
退職給付引当金	-	2,164
リース債務	17,524	18,583
繰延税金負債	7,749	6,396
その他	2,475	2,321
固定負債合計	129,748	99,466
負債合計	1,570,996	1,334,235

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	121,884	500
資本剰余金		
資本準備金	84,384	125
その他資本剰余金	11,560	222,421
資本剰余金合計	95,945	222,546
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	4	2
固定資産圧縮積立金	4,253	4,252
繰越利益剰余金	224,037	267,921
利益剰余金合計	219,780	263,667
自己株式	13,892	13,899
株主資本合計	15,843	54,519
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,291	10,396
繰延ヘッジ損益	571	1,029
評価・換算差額等合計	9,862	9,367
純資産合計	5,980	45,152
負債純資産合計	1,565,015	1,289,082

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1 2,157,508	1 1,925,431
売上原価	1 2,028,442	1 1,918,237
売上総利益	129,066	7,194
販売費及び一般管理費	2 205,613	2 170,737
営業損失()	76,547	163,543
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 36,255	1 22,475
その他	1 14,404	1 18,960
営業外収益合計	50,660	41,435
営業外費用		
支払利息	1 21,026	1 18,315
その他	68,680	30,718
営業外費用合計	89,707	49,033
経常損失()	115,595	171,141
特別利益		
固定資産売却益	7,164	15,257
投資有価証券売却益	5,991	224
関係会社株式売却益	17,505	365
関係会社出資金売却益	-	2,162
訴訟損失引当金戻入額	19,234	2,046
受取和解金	-	3,011
特別利益合計	49,896	23,068
特別損失		
固定資産除売却損	2,001	1,085
減損損失	98,498	16,815
投資有価証券評価損	5	98
投資有価証券売却損	5	-
関係会社株式評価損	2,127	822
関係会社出資金評価損	3,764	15,825
関係会社事業損失引当金繰入額	-	42,344
関係会社清算損	-	732
関係会社株式売却損	51	-
事業構造改革費用	3 13,482	3 28,485
訴訟損失引当金繰入額	2,140	2,037
解決金	4 14,517	-
特別損失合計	136,594	108,248
税引前当期純損失()	202,292	256,321
法人税、住民税及び事業税	3,989	8,868
法人税等調整額	3,218	1,522
法人税等合計	771	7,345
当期純損失()	203,064	263,667

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	121,884	84,384	11,565	95,949	125	4,131	20,803	16,547
会計方針の変更による累積的影響額							168	168
会計方針の変更を反映した当期首残高	121,884	84,384	11,565	95,949	125	4,131	20,972	16,716
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					121		121	-
固定資産圧縮積立金の取崩						102	102	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動						224	224	-
当期純損失（ ）							203,064	203,064
自己株式の取得								
自己株式の処分			4	4				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	4	4	121	122	203,065	203,064
当期末残高	121,884	84,384	11,560	95,945	4	4,253	224,037	219,780

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	13,888	187,398	5,993	19	6,013	193,411
会計方針の変更による累積的影響額		168				168
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,888	187,230	5,993	19	6,013	193,243
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動		-				-
当期純損失（ ）		203,064				203,064
自己株式の取得	10	10				10
自己株式の処分	5	1				1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,297	551	3,849	3,849
当期変動額合計	4	203,073	3,297	551	3,849	199,224
当期末残高	13,892	15,843	9,291	571	9,862	5,980

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	121,884	84,384	11,560	95,945	4	4,253	224,037	219,780
当期変動額								
新株の発行	112,500	112,500		112,500				
資本金から剰余金への振替	233,884		233,884	233,884				
準備金から剰余金への振替		196,759	196,759	-				
欠損填補			219,780	219,780			219,780	219,780
特別償却準備金の取崩					2		2	-
固定資産圧縮積立金の取崩						102	102	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動						101	101	-
当期純損失（ ）							263,667	263,667
自己株式の取得								
自己株式の処分			2	2				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	121,384	84,259	210,861	126,601	2	1	43,883	43,886
当期末残高	500	125	222,421	222,546	2	4,252	267,921	263,667

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	13,892	15,843	9,291	571	9,862	5,980
当期変動額						
新株の発行		225,000				225,000
資本金から剰余金への振替		-				-
準備金から剰余金への振替		-				-
欠損填補		-				-
特別償却準備金の取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動		-				-
当期純損失（ ）		263,667				263,667
自己株式の取得	9	9				9
自己株式の処分	2	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,105	1,600	495	495
当期変動額合計	6	38,676	1,105	1,600	495	39,171
当期末残高	13,899	54,519	10,396	1,029	9,367	45,152

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式...総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品...移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品...最終取得原価法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用している。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっている。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用している。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。

(3) 製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上している。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上している。

(5) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上している。

(6) 買付契約評価引当金

原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格との差額を契約損失見込額として計上している。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上している。

(8) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額により翌事業年度から費用処理することとしている。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更した。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更する。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額は無い。

(会計上の見積りの変更)

当社は従来、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には原則として一定の率に基づき定期的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としていたが、急激な価格下落及びたな卸資産の滞留状況等に鑑み、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当事業年度において、帳簿価額切り下げに係る一定の期間及び一定の率について変更することとした。

この結果、従来の方法と比べて、当事業年度の売上原価が47,068百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が同額増加している。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	281,259百万円	203,817百万円
長期金銭債権	665百万円	135百万円
短期金銭債務	225,840百万円	183,058百万円
長期金銭債務	6,896百万円	5,139百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりである。

担保に供している資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	21,335百万円	23,912百万円
受取手形	36百万円	41百万円
売掛金	68,024百万円	65,028百万円
製品	104,231百万円	36,101百万円
仕掛品	57,243百万円	17,703百万円
原材料及び貯蔵品	16,820百万円	7,835百万円
流動資産のその他	10,749百万円	12,683百万円
建物	153,795百万円	151,445百万円
構築物	7,500百万円	4,390百万円
機械及び装置	9,103百万円	9,802百万円
車両運搬具	13百万円	4百万円
工具、器具及び備品	4,358百万円	2,489百万円
土地	81,824百万円	80,785百万円
投資有価証券	27,562百万円	29,334百万円
関係会社株式	20,979百万円	20,755百万円
関係会社出資金	569百万円	569百万円
計	584,147百万円	462,884百万円

担保付債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	464,420百万円	426,693百万円

前事業年度末において担保に供している現金及び預金21,335百万円及び当事業年度末において担保に供している現金及び預金23,912百万円は、スタンバイ信用状開設のための担保に供している。

3 偶発債務

(1) 保証債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
従業員住宅資金借入に対する保証	17,160百万円	11,865百万円
銀行借入に対する保証		
ビー・ティー・シャープ・セミコン ダクター・インドネシア	60百万円	- 百万円
仕入債務に対する保証		
シャープ・インドア・リミテッド	53百万円	- 百万円
リース債務に対する保証		
シャープ・エレクトロニクス(ヨー ロッパ)・リミテッド	- 百万円	199百万円
シャープ・ビジネス・システムズ・ フランス・エス・エー・エス	381百万円	163百万円
シャープ・ビジネス・システムズ・ ユーケー・ピー・エル・シー	125百万円	36百万円
シャープ・エレクトロニクス・イタ リア・エス・ピー・エー	44百万円	29百万円
シャープ・エレクトロニクス・ベネ ルクス・ピー・ヴィ	7百万円	1百万円
計	17,832百万円	12,295百万円

(2) ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の購入契約関連

前事業年度（平成27年3月31日）

「（重要な会計方針）3 引当金の計上基準（6）買付契約評価引当金」に記載のとおり、ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の購入契約については、買付契約評価引当金を設定している。ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の期末における購入契約には転売が禁止されているものがあるため、将来使用見込みが無くなった場合には回収が困難となり、追加の損失が発生する可能性がある。当該転売が禁止されている原材料の購入契約の買付契約評価引当金控除後の契約残高は38,794百万円である。

当事業年度（平成28年3月31日）

ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の購入契約については、買付契約評価引当金を設定しているが、ソーラーパネルの原材料（ポリシリコン）の期末における購入契約には転売が禁止されているものがあるため、将来使用見込みが無くなった場合には回収が困難となり、追加の損失が発生する可能性がある。当該転売が禁止されている原材料の購入契約の買付契約評価引当金控除後の契約残高は19,436百万円である。

(3) 生産拠点で使用する電気等の供給に係る長期契約関連

前事業年度（平成27年3月31日）

堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結している。当該契約の当事業年度末の未経過残高は合計で43,915百万円（残年数は2.5年から14年）となっており、いずれも中途解約は不能である。

当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっているが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっている。しかし、堺工場における電気等の市場価格や当該契約によらない場合の電気等の調達価格及びそれらに基づく適正な生産コストの算定はできないため、当該契約に係る損失の見積りは困難である。

当事業年度（平成28年3月31日）

堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結している。当該契約の当事業年度末の未経過残高は合計で38,063百万円（残年数は1.5年から12.75年）となっており、いずれも中途解約は不能である。

当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっているが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっている。しかし、堺工場における電気等の市場価格や当該契約によらない場合の電気等の調達価格及びそれらに基づく適正な生産コストの算定はできないため、当該契約に係る損失の見積りは困難である。

(4) その他

前事業年度（平成27年3月31日）

TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米等において損害賠償を求める民事訴訟が提起されている。

当事業年度（平成28年3月31日）

同上

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日)	(自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日)
売上高		1,549,157百万円		1,472,614百万円
仕入高		1,098,837百万円		924,538百万円
営業取引以外の取引による取引高		78,574百万円		49,326百万円

2 販売費及び一般管理費

イ 主要な費目の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日)	(自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日)
委託サービス代行料		13,723百万円		12,791百万円
(うち、製品保証引当金繰入額)		(10,025百万円)		(10,291百万円)
従業員給料及び諸手当		35,273百万円		29,624百万円
(うち、賞与引当金繰入額)		(2,253百万円)		(1,729百万円)
退職給付費用		5,235百万円		4,864百万円
業務委託料		28,080百万円		26,970百万円
減価償却費		6,592百万円		4,573百万円
研究開発費		36,758百万円		32,590百万円
(うち、賞与引当金繰入額)		(997百万円)		(716百万円)
貸倒引当金繰入額		562百万円		1,335百万円

ロ 販売費、一般管理費のおおよその割合

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日)	(自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日)
販売費		69%		68%
一般管理費		31%		32%

3 事業構造改革費用

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

事業構造改革費用の内訳は以下のとおりである。

- (1) 欧州において当社ブランドを供与するビジネスへ移行するための事業構造改革費用のうち、当社負担額(4,858百万円)
- (2) ポーランドにある液晶テレビ生産拠点である当社子会社のシャープ・マニファクチュアリング・ポーランドの出資持分譲渡等に伴う損失(5,285百万円)
- (3) 液晶テレビ事業の一部研究開発プロジェクト終息費用等(3,338百万円)

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

事業構造改革費用の内訳は以下のとおりである。

- (1) 従業員の希望退職に係る費用(19,779百万円)
- (2) 米州向け液晶テレビ事業の構造改革に伴う資産処分損失等(2,611百万円)
- (3) 電子デバイスの構造改革に伴い、販売が見込めなくなった、たな卸資産評価損等(6,094百万円)

4 解決金

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

薄膜太陽電池の生産会社である当社の海外持分法適用関連会社スリーサン・エス・アール・エルが生産する薄膜太陽電池について、長期供給契約に基づく今後の当社の引受分をエネル・グリーンパワー・エス・ピー・エーが再引受することに伴う一定の対価の支払いにより発生する損失を解決金(14,517百万円)として特別損失に計上している。

(有価証券関係)
 子会社株式及び関連会社株式
 前事業年度末(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	475	2,632	2,157
(2) 関連会社株式	-	-	-
計	475	2,632	2,157

当事業年度末(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	211	1,631	1,419
(2) 関連会社株式	-	-	-
計	211	1,631	1,419

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
 (単位:百万円)

区分	前事業年度末 (平成27年3月31日)	当事業年度末 (平成28年3月31日)
子会社株式	190,097	191,390
関連会社株式	73,006	72,993
計	263,104	264,383

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(1)繰延税金資産		
たな卸資産	41,579	60,763
未払費用	7,248	6,172
賞与引当金	2,722	1,928
製品保証引当金	3,288	3,577
訴訟損失引当金	1,373	61
事業構造改革引当金	767	1,018
買付契約評価引当金	17,927	17,480
関係会社事業損失引当金	-	12,958
建物	23,447	24,392
機械及び装置	9,964	12,466
ソフトウェア	3,935	6,531
長期前払費用	21,624	18,324
関係会社株式	5,002	9,705
繰越欠損金	287,389	299,798
その他	16,798	9,755
繰延税金資産小計	443,063	484,928
評価性引当額	443,061	484,928
繰延税金資産合計	2	-
(2)繰延税金負債		
特別償却準備金	2	-
固定資産圧縮積立金	2,001	1,855
前払年金費用	1,376	-
その他有価証券評価差額金	4,372	4,541
その他	279	258
繰延税金負債合計	8,030	6,654
繰延税金資産(負債)の純額	8,028	6,654

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載していない。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%にそれぞれ変更されている。

なお、この税率変更が財務諸表に与える影響は軽微である。

(重要な後発事象)

- 1 第三者割当による新株式の発行
「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に記載している。
- 2 シンジケートローンの既存契約更改
「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に記載している。
- 3 資本金及び資本準備金の額の減少
「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に記載している。
- 4 B種種類株式の取得
「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に記載している。
- 5 ストック・オプション(新株予約権)の割当て
「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に記載している。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	158,215	16,065	9,343 (5,293)	10,809	154,128	395,821
	構築物	7,752	768	3,438 (87)	540	4,541	28,360
	機械及び装置	16,992	18,180	6,501 (2,067)	9,451	19,220	1,110,951
	車両運搬具	21	57	62 (0)	6	10	673
	工具、器具及び備品	11,900	10,758	4,380 (401)	10,174	8,104	229,758
	土地	81,824	-	1,038 (458)	-	80,785	-
	リース資産	9,191	5,601	4,621 (496)	2,750	7,421	28,040
	建設仮勘定	17,157	6,148	19,875 (5,985)	-	3,430	-
	計	303,056	57,580	49,261 (14,792)	33,733	277,643	1,793,606
無形固定資産	工業所有権	1,005	204	536	595	78	1,359
	施設利用権	160	183	190 (1)	1	151	267
	ソフトウェア	27,457	29,605	9,228 (1,508)	17,785	30,048	74,652
	その他	21	-	-	21	-	-
	計	28,644	29,993	9,955 (1,509)	18,404	30,277	76,280

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

増減の主な内容

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 建物の増加 | ディスプレイデバイスの製造設備に係るものである。 |
| (2) 機械及び装置の増加 | ディスプレイデバイスの製造設備に係るものである。 |
| (3) ソフトウェアの増加 | コンシューマーエレクトロニクス製品に係るものである。 |

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,846	1,335	332	4,849
賞与引当金	8,300	6,300	8,300	6,300
製品保証引当金	10,025	11,690	10,025	11,690
訴訟損失引当金	4,186	2,037	6,023	200
事業構造改革引当金	2,338	1,988	1,000	3,326
買付契約評価引当金	54,654	57,123	54,654	57,123
関係会社事業損失引当金	-	42,344	-	42,344

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 1,000株、A種種類株式 1株、B種種類株式 1株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行(株) 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行(株)
取次所	-
買取・買増手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取または売り渡す単元未満株式の数で按分した額 (算式) 1株当たりの買取または買増単価に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 http://www.sharp.co.jp/koukoku/
株主に対する特典	該当事項なし

(注) 平成28年6月23日開催の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において定款の一部変更が行われ、新たな株式の種類としてC種種類株式を追加し、以下のとおり各種類の1単元の株式数を規定している。

普通株式	1,000株
A種種類株式	1株
B種種類株式	1株
C種種類株式	1株

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書
(事業年度(第121期) 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | 平成27年6月24日
関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書 | 平成27年6月24日
関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書
(事業年度(第122期第1四半期)
自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) | 平成27年8月7日
近畿財務局長に提出 |
| (事業年度(第122期第2四半期)
自平成27年7月1日 至平成27年9月30日) | 平成27年11月10日
近畿財務局長に提出 |
| (事業年度(第122期第3四半期)
自平成27年10月1日 至平成27年12月31日) | 平成28年2月12日
近畿財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書 | 平成27年5月14日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。 | 平成27年5月14日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。 | 平成27年5月14日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(第三者割当によるA種種類株式の発行)に基づく臨時報告書である。 | 平成27年5月14日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(第三者割当によるB種種類株式の発行)に基づく臨時報告書である。 | 平成27年5月14日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議事項)に基づく臨時報告書である。 | 平成27年6月25日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)に基づく臨時報告書である。 | 平成27年7月3日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)に基づく臨時報告書である。 | 平成27年7月28日
近畿財務局長に提出 |

平成27年7月31日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成27年8月6日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成27年8月21日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成27年8月27日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書である。

平成27年9月4日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成27年9月15日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)に基づく臨時報告書である。

平成27年9月18日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)に基づく臨時報告書である。

平成27年9月25日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)に基づく臨時報告書である。

平成27年9月28日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成27年10月30日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成27年11月17日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(控訴の提起)に基づく臨時報告書である。

平成27年12月18日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成27年12月22日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書である。

平成27年12月25日

近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書である。

平成27年12月28日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成27年12月28日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(控訴の提起)に基づく臨時報告書である。

平成28年1月22日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成28年2月4日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成28年2月17日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成28年2月19日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成28年2月29日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成28年3月4日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成28年4月4日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成28年4月7日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)に基づく臨時報告書である。

平成28年4月19日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)に基づく臨時報告書である。

平成28年4月21日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の和解成立)に基づく臨時報告書である。

平成28年5月12日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成28年5月12日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成28年5月12日

近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成28年 5 月12日
 近畿財務局長に提出
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及び
 キャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成28年 5 月12日
 近畿財務局長に提出
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・
 フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書である。

平成28年 5 月12日
 近畿財務局長に提出
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 (監査公認会計士等の異動)に
 基づく臨時報告書である。

平成28年 5 月24日
 近畿財務局長に提出
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号(訴訟の提起)に基づく臨時報告書である

平成28年 5 月26日
 近畿財務局長に提出
 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書である。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

(平成27年 5 月14日提出の臨時報告書(第三者割当による A 種種類株式の発行)
 に係る訂正報告書) 平成27年 5 月15日
 平成27年 6 月25日

(平成27年 5 月14日提出の臨時報告書(第三者割当による B 種種類株式の発行)
 に係る訂正報告書) 平成27年 5 月15日
 平成27年 6 月25日

(平成27年 7 月 3 日提出の臨時報告書(訴訟の提起)に係る訂正報告書) 平成27年 7 月22日

(平成27年12月22日提出の臨時報告書(特定子会社の異動)に係る訂正報告書) 平成28年 2 月29日
 平成28年 5 月12日

(平成27年12月25日提出の臨時報告書(特定子会社の異動)に係る訂正報告書) 平成28年 3 月14日

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

(第三者割当による普通株式及び C 種種類株式の発行に係る有価証券届出書) 平成28年 2 月25日
 近畿財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類

(平成28年 2 月25日提出の有価証券届出書(第三者割当による普通株式及び
 C 種種類株式の発行)に係る訂正届出書) 平成28年 2 月29日
 平成28年 3 月 4 日
 平成28年 3 月14日
 平成28年 3 月30日
 (添付書類)
 平成28年 4 月 4 日
 平成28年 4 月 7 日
 平成28年 4 月19日
 平成28年 4 月21日
 平成28年 5 月12日
 平成28年 5 月24日
 平成28年 5 月26日
 近畿財務局長に提出

(8) 発行登録書（新株予約権証券）

平成28年5月12日
近畿財務局長に提出

(9) 訂正発行登録書（新株予約権証券）

平成28年5月24日
平成28年5月26日
近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月23日

シャープ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後	藤	研	了	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田	大	輔	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前	田	俊	之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俣	野	広	行	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月2日に新株式割当予定先との間で第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）の発行に関する株式引受契約を締結し、平成28年6月23日開催の定時株主総会及び同日開催の普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会において新株式発行に係る議案が承認可決された。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日に期間延長を実施したシンジケートローンについて、平成28年4月26日にシンジケートローン貸付人各行との間で契約を更改した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シャープ株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シャープ株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

シャープ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後	藤	研	了	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田	大	輔	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前	田	俊	之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俣	野	広	行	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月2日に新株式割当予定先との間で第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）の発行に関する株式引受契約を締結し、平成28年6月23日開催の定時株主総会及び同日開催の普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会において新株式発行に係る議案が承認可決された。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日に期間延長を実施したシンジケートローンについて、平成28年4月26日にシンジケートローン貸付人各行との間で契約を更改した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。